

第12章 水産庁

第1節 資源管理の推進

1 我が国周辺漁業資源調査等

我が国周辺水域における水産資源について適切な管理と持続的利用の科学的基礎となる資源評価を実施するため、独立行政法人水産総合研究センターを中心に産学官の連携を図りながら資源調査を実施するとともに、資源評価についてその公表等を行った。

2 我が国周辺水域の水産資源の管理

(1) 資源回復計画の作成・実施

緊急に資源の回復を図ることが必要な魚種について、広域又は地域レベルで、休漁等を含む漁獲努力量の削減や資源の積極的な培養、漁場環境の保全等の資源回復措置を計画的に講じる資源回復計画を作成することとした。資源回復計画の円滑な作成及び進行管理を図るため、関係漁業者の意見のとりまとめを行うための漁業者協議会の開催等への支援を実施し、関係漁業者間の検討を推進するとともに、広域漁業調整委員会の意見をふまえつつ、平成14年度には、さわら瀬戸内海系群、伊勢湾・三河湾小型機船底びき網漁業対象種、日本海西部あかがれい(ずわいがに)、太平洋北部沖合性カレイ類の4計画を、平成15年度には、日本海北部マガレイ、ハタハタ、マサバ太平洋系群の2計画を平成16年度にはヤリイカ太平洋系群(南部)、周防灘小型機船底びき網漁業対象魚種(カレイ類、ヒラメ、クルマエビ、シャコ、ガザミ)、カタクチイワシ瀬戸内海系群の3計画、平成17年度には日本海沖合ベニズワイガニ、九州・山口北西海域トラフグ、南西諸島マチ類の3計画(延べ12計画)を作成し公表する予定となっている。

また大分県が大分県豊前海アサリ、北海道が宗谷海峡域イカナゴ、えりも以西海域マツカワ、熊本県が熊本県アサリの資源回復計画を作成した。(県作成4計画)

同計画に基づき作成される漁獲努力量削減実施計画により、漁業者が自主的に行う減船、休漁等について、

漁業経営への影響に配慮した、支援措置の枠組みを創設し、所要の支援を行った。

(2) 漁獲可能量制度等の的確な推進

我が国は平成8年の「国連海洋法条約」締結に際して、「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律」(平成8年法律第77号)を制定し、9年から6魚種(さんま、すけとうだら、まあじ、まいわし、まさば及びごまさば、ずわいがに)を対象に、同法に基づく漁獲可能量(TAC)管理を開始した。10年から1魚種(するめいか)が追加され、現在7魚種を対象にTAC管理を行っている。

このTACの適切かつ円滑な管理を推進するため、平成16年度においては、対象魚種の都道府県における採捕数量等の情報処理を行うためのコンピューターネットワークの整備等に対し助成を実施した。

また、平成13年に同法を一部改正し、漁獲努力可能量(TAE)制度を創設し対象魚種として指定済の、あかがれい、いかなご、さめがれい、さわら、とらふぐ、まがれい、やなぎむしがれい、やりいかの8魚種に加え、平成17年度にはまこがれいを作成し公表する予定となっている。(合計9魚種)

(3) 資源管理型漁業の推進

TAC、TAEなどの公的な管理措置に加え、我が国周辺水域の水産資源の維持、増大と漁業経営の安定化を図るために、漁業者の自主的な取組である「資源管理型漁業」の全国的な推進及び定着化が重要な課題となっている。

このため、平成16年度においては、量、質及びコストを一体的にとらえた多元的な資源管理を推進するために、都道府県による漁業者等への指導・普及啓発及び資源状況のモニタリング調査等に加え漁協等による資源管理・営漁指導指針の策定の取組について支援を行う「資源管理体制・機能強化総合対策事業のうち多元的な資源管理型漁業の推進」を実施した。

3 持続的養殖生産の推進

我が国の養殖業は、戦後順調に成長を続け、沿岸漁業の重要な一部門を構成するに至っている。また、国連海洋法条約の発効により、我が国沿岸域の水産資源

の適切な管理と有効利用に取り組むことが、国際的な責務となっていることから、沿岸漁業を安定的に発展させ、かつ、国民に対し水産物を安定的に供給するべく、持続的な養殖生産の確保を図ることが水産行政上重要な課題となっている。

しかしながら、養殖業の発展とともに、生産量の増大を目的とした過密養殖や過剰な餌料投与により、全国的に養殖漁場が悪化してきている状況にあった。このような養殖漁場の悪化は、養殖水産動植物の伝染性疾病の発生及びまん延の原因ともなっており、放置すれば最終的にはその漁場における養殖自体を不可能に至らしめることとなりかねないものである。

また、近年、我が国においては、養殖用の種苗を海外に依存する傾向が顕著であり、海外から養殖水産動植物の伝染性疾病が侵入する危険性が高まっている。

このような状況に適切に対処するため、養殖漁場の改善を促進するとともに、特定の養殖水産動植物の伝染性疾病のまん延を防止するための措置を講ずることとし、平成11年5月に「持続的養殖生産確保法」を制定した。

この法律に基づく漁場改善計画については、平成17年3月末現在で22道府県、404漁協が作成し知事の認定を受けている。

4 潮河性さけ・ます人工ふ化放流事業

(1) 概 要

さけ・ます類は、食料の安定供給、北日本における漁業の振興を図る観点から、その資源の持続的利用の重要性は高く、水産資源保護法において、「農林水産大臣は、毎年度、さけ及びますの増殖を図るために独立行政法人さけ・ます資源管理センターが実施すべき人工ふ化放流に関する計画を定めなければならない。」とされている。

国際的には、「北太平洋における潮河性魚類の系群の保存のための条約」において母川国が第一義的な利益と責任を有するとともに、適正な資源管理義務が課せられている。また、地球環境保全に関する関係閣僚会議で決定した「新・生物多様性国家戦略」(平成14年3月27日)において、さけ・ます増殖事業の推進に当たっては、「北太平洋の生態系との調和を図り、生物として持つ種の特性と多様性を維持することに配慮する」とされている。

このように、さけ・ます資源の持続的利用を図るとともに、その適正な資源管理を推進することが重要となっている。

(2) 北海道及び本州におけるさけ・ます人工ふ化放流

北海道、東北6県、茨城県、新潟県、富山県、石川県の11道県において、さけ・ます人工ふ化放流事業が実施されている。これらの道県では、増殖団体、漁業協同組合、漁業生産組合が生産した稚魚を道県が買い上げて放流しており、この事業に対し助成を実施した。

また、さけ・ます人工ふ化放流事業の効果を確認するための資源動態等モニタリング調査、増殖実態調査、サクラマスの資源量が、河川環境の悪化等により減少の一途をたどっているため、河川生態系保全型資源回復事業等を実施した。

さらに、さけ・ます種苗施設の整備等を継続して実施した。

表1 16年度センターが実施すべき人工ふ化放流計画
(農林水産大臣が水産政策審議会の答申を受けて定めた計画)

魚種	放流数(千尾)
さけ	179,200
からふとます	7,200
さくらます	3,510
べにざけ	240

表2 16年度北海道、本州における人工ふ化放流計画

魚種	地域	放流数(千尾)
さけ	北海道	816,700
	本州	813,557
からふとます	北海道	126,000
さくらます	北海道	6,258
	本州	5,830

表3 16年度さけ・ます人工ふ化放流関連予算

	(千円)
独立行政法人さけ・ます資源管理センター	2,015,555
運営費交付金	1,771,009
施設整備費補助金	244,546
補助金	891,192
サケ・マスブランド推進型事業費	660,413
水産資源増強施設整備事業 (うち、さけ・ます増殖施設整備事業)	230,779

5 内水面漁業振興対策事業

内水面漁業・養殖業は、淡水性魚介類の供給、種苗放流等を通じた水産資源の維持増大、釣り等レクリエーションの場の提供、中山間地域等における就業機会の創出、漁業活動を通じた内水面の環境保全等に寄与しており、近年、国民の自然環境の保全等に対する意識が高まるとともに余暇時間が増大していく中、健全な親水性レクリエーション等を通じたゆとりや潤いのある国民生活と余暇活動の提供などその役割は一層重要なものとなっている。

他方、内水面漁業・養殖業を取り巻く環境は、流域の改変、河川流量の減少などによる水生生物の生息環境の悪化に加え、ブラックバス等外来魚の生息域の拡大やカワウの急激な増加による食害問題などの生態系の変化、アユ冷水病やコイヘルペスウィルス病の蔓延などますます厳しい状況にある。

このような状況を踏まえ、内水面における生物生息環境の保全、水産動植物の増養殖の推進、地域の活性化等を図るために、各種の対策を講じているところである。

16年度は、内水面環境活用総合対策事業により、生態系との調和、地域特性の活用、他産業との連携等を念頭におき、水産資源の増養殖基盤施設、漁業・養殖業の近代化施設や遊漁施設等の交流促進施設などの整備を実施した。

健全な内水面生態系復元等推進事業により、ブラックバス等外来魚の生息状況調査、駆除、密放流防止の啓発活動等を行うとともに、カワウの飛来・生息状況等の調査、食害防止措置や駆除等を実施し、また、

- ① 環境収容力等の河川環境を考慮したアユの増殖管理手法等の開発
 - ② ブルーギルの生態的特性の解明と生態特性や地域特性を活用した繁殖抑制技術の開発
 - ③ 外国産種苗等の生態系への影響調査
 - ④ 遺伝的多様性に配慮した渓流魚の管理手法の開発
 - ⑤ ウナギの人工種苗生産技術開発
- などを実施した。

さらに、内水面漁業・養殖業の振興を図っていくため、これらに携わる関係者の組織強化、地域住民や内水面利用者に対する内水面の利用に関する知識やマナー、外来魚の違法放流防止の啓発等を実施するとともに、養鰻業について、国際競争力のある持続的経営が可能となるよう構造調整の推進等を図った。

コイヘルペスウィルス病の蔓延や新潟中越地震で大きな影響を受けているコイ養殖業の振興を図るために、魚病の検査、魚病蔓延防止のための啓蒙活動、風評被害防止活動等に対する支援を行った。

表4 16年度内水面関連予算

(単位:千円)

内水面環境活用総合対策事業費	501,882
健全な内水面生態系復元等推進事業費	332,901
内水面域振興活動推進費	44,185
養鰻業振興対策事業費	36,000
養殖コイ等流通円滑化特別対策事業費	10,000

6 水産資源保護対策事業

水産資源の保護培養を図るために、水産資源保護法に基づき、道県知事が「保護水面」として指定し、管理を行っている。

- ① まだい、あいなめ、めばる、すずき、くるまえび等の沿岸性の水産動物の産卵場又は育成場となっている水面
- ② あわび、はまぐり、ほたてがい、ほっきがい等の貝類の種苗の発生、稚貝の育成等に適している水面
- ③ さくらます等さけ・ます類、あゆ、わかさぎの産卵場・育成場となっている水面
- ④ 資源状態の著しく悪化している水産動植物の産卵・育成等に適している水面

について、その管理、密漁の監視、資源状況の調査等に要する経費に対し助成を行った(平成15年度予算額:2,513万3千円)。

7 漁場環境及び生態系の保全

ア 内湾域に立地されている発電所の取放水による周辺海域の漁業に及ぼす影響調査等を実施した。

このほか、漁場環境監視体制の強化、漁業者による監視調査への参加、さらに廃棄物除去等による漁場環境の維持・保全等を推進するための都道府県への助成、漁場・海岸の美化運動の全国的な展開、海浜美化指導員の養成、ボランティアによる海浜生物の生息調査の実施、漁場環境保全方針の策定及び広域レベルにおける漁場環境保全のための個別・具体方針化の検討に対する助成を行った。

イ 赤潮による漁業被害防止のため、赤潮の発生予察技術や防御技術の開発、養殖ノリの色落ち被害の原因となるケイ藻赤潮の被害対策を実施するとともに、プランクトン同定研修会の開催や赤潮情報ネットワークシステムの充実を図った。また、貧酸素水塊による被害防止のため、その発生機構の解明、予察・防除技術の開発を行った。

ウ 原因者不明の漁場油濁による漁業被害の救済と漁場の保全を図るために、財漁場油濁被害救済基金が実施する救済事業等(防除清掃費の支弁、油濁被害防止対策事業等)に対し助成した。

エ ダイオキシン類等の魚介類中における蓄積状況の全国的な実態把握、魚介類中のダイオキシン類削減方策の検討等を行った。このほか、内分泌かく乱物質の魚介類への影響調査等を行ったほか、内分泌かく乱物質による海産生物への影響評価手法の開発を

行った。

オ 「日本の希少な野生水生生物に関するデータブック」の掲載種について、保存方法の検討を進めるため、緊急性が高く調査可能なものから現地調査及び増殖保存試験等を実施した。

また、トドの資源に悪影響を与えることなく、トドによる漁業被害を減らすための高強度定置網等の導入について北海道等に助成を行った。

カ 豊かな漁場環境を維持する上で、森・川を含めた環境保全の取組が重要であることから、漁業者が山に木を植える活動を支援するための助成を都道府県を通じて行うとともに、この活動を幅広い市民の理解と参加を得て全国的に展開するための啓発普及等を行う民間団体に対し助成を行った。

第2節 つくり育てる漁業の推進

1 栽培漁業振興対策

栽培漁業は、沿岸水産資源の維持増大施策の重要な柱として、昭和38年度以降瀬戸内海に国の栽培漁業センターを設置し、主に種苗生産、放流等の栽培漁業の技術開発を実施してきた。昭和52年度からは栽培漁業の全国発展を図るため海区毎に整備することとし、平成7年度までに16か所の栽培漁業センターを整備した。

さらに国の技術開発の成果をもとに種苗生産を行う県営栽培漁業センターの基本施設の整備（昭和48～58年度全国37か所）に引き続き、増強施設の整備（昭和55～63年度全国32か所）、拠点施設の整備（昭和60～平成15年度）、新技術導入施設の整備（平成元～15年度）、海区拠点施設の整備（平成6～15年度）及び種苗生産環境改良施設の整備（平成9～15年度）を進めている。

(1) 独立行政法人水産総合研究センターが実施する栽培漁業の推進に対する支援

平成14年に成立した「独立行政法人水産総合研究センター法の一部を改正する法律」により、社団法人日本栽培漁業協会は、平成15年10月1日に独立行政法人水産総合研究センターと統合した。これにより、社団法人日本栽培漁業協会が委託事業として行っていた栽培漁業に関する技術開発の業務を、独立行政法人水産総合研究センターが実施することとなり、22億8,673万円を交付した。また、その業務に必要な栽培漁業センターの施設については、施設整備費7億9,714万円を補助した。

(2) 都道府県、漁協等が実施する栽培漁業の推進に対

する補助

ア 県営栽培漁業センターの整備

資源回復計画の対象種等の種苗生産に必要な施設整備に3億2,522万円（補助率1/2）を補助した。

イ 都道府県等が実施する技術開発・効果実証

我が国沿岸の水産資源が総じて減少傾向にある中で、水産資源の維持・増大を図るため、重要な海産魚介類について、種苗生産技術の開発、放流効果調査等を行うため、国費6億268万円（補助率1/2、4/10、1/3）を補助した。

2 海面養殖業の振興対策

我が国の海面養殖業は、国民の水産物に対するニーズの高級化・多様化に対応して発展を続け、養殖業を含む沿岸漁業全体の生産額の半分近くを占めるまでに成長しており、地域によっては中心的な産業になっている。

しかしながら、近年は多くの養殖水産物で供給過剰等による魚価の低迷が見られ、また、養殖生産の国際化、自由貿易の進展による輸入水産物の増加など、厳しい情勢が山積している。このような問題点を克服し、海面養殖業が水産物の安定供給と沿岸地域の振興に貢献し続けるためには、国民の信頼を受けつつ養殖を持続的に推進できる体制づくりが必要である。

こうした状況を踏まえ、消費者ニーズの高級化・多様化に対応した安全な養殖水産物を安定的に供給し、豊かな食生活の実現と漁村地域の活性化を図るため、各種の対策を講じているところである。

16年度は、食品の生産方法等の履歴情報の提供に対する消費者の関心が高まっていることから、生産工程における詳細な履歴情報を記録・管理できるシステムの開発等を行った。

また、持続的養殖の推進や経営の高度化を図るべく、地域の特性に即した具体的な目標と達成手法を盛り込んだブランド化推進計画を策定し、その実現に向けて、計画的な生産・出荷、経営コスト削減、飼料対策、機器のリース等による省力化、漁場環境の保全等の実施、さらに持続的養殖生産確保法に基づく漁場改善計画の策定・実施に対する支援等を総合的に行なった。

このほか、海面養殖業から水系へ排出される汚濁負荷を可能な限りなくすための更なる知見の収集と、それに基づく実用的技術・システム開発の実施、わかめ養殖業の生産コスト削減、作業省力化等を実現するための生産システムの開発及び品質の維持・向上のための優良種苗の開発、水産養殖に使用される水産用医薬品以外の資機材の調査・検討、海域特性を勘案した養

殖漁場環境の指標及び基準の策定、高品質なアコヤ貝育成のための技術開発とへい死を防止するための管理办法の開発、消費者等の視点から新たな養殖業のあり方についての検討を行うとともにパイロット地区において生産情報の発信や消費者等との意見交換、新たな魚種の養殖技術開発と産業としての定着促進、養殖生産の省力化・合理化技術の開発等を実施した。

第3節 漁業の担い手確保・育成対策

1 漁業労働力の確保等

我が国の漁業就業者は、この10年間で27%減少し、平成15年現在23万8千人となり、また、年齢階層別にみると65歳以上の高齢者の割合は全体の34%、60歳以上にあっては46%と高齢化しており、このような現状に対応するため、水産基本法及び水産基本計画に基づき、都道府県及び民間団体が有機的な連携を図りつつ人材の確保・育成を推進し、効率的かつ安定的な漁業経営を育成するため、次の事業について助成した。

(1) 担い手育成支援事業

社団法人大日本水産会及び都道府県等に設置された漁業就業者確保育成センターによる求人情報等の提供、漁業者フェアの開催、漁業現場でのオリエンテーションの実施、技術習得等の研修、水産業改良普及組織が中心となり行う後継者受入地域の合意形成、自立漁家を目指した実習、青年漁業者、漁村女性等が自発的に行う漁業技術・経営管理能力の向上等に関する活動の支援等。

(2) 福祉対策事業

漁村地域の福祉向上のため全国共済水産業協同組合連合会が昭和56年度から発足させた漁業者老齢福祉共済事業の推進等。

(3) 経営改善促進事業

全国漁業協同組合連合会が行う青年・女性漁業者グループのリーダー資質向上対策、漁業経営や地域活動等に関する取組の全国交流、中核的漁業者協業体の経営改善の取組や漁村女性等による起業的活動の取組等。

2 水産業改良普及事業

最近の沿岸漁業等をめぐる厳しい情勢を踏まえ、沿岸漁業の生産性の向上、漁家経営の改善等の課題を地域の特性に応じて解決することが重要となっており、水産業改良普及事業の推進に当たっては、組織体制の

整備強化及び普及職員の資質の向上を図り、水産行政に即応した全国的に統一ある普及活動を展開することが緊要となっている。

このため、国は道府県に対して、水産業専門技術員及び水産業改良普及員の配置、水産業改良普及員室等の運営等普及事業の実施に要する経費について水産業改良普及事業交付金を交付した。

3 独立行政法人水産大学校

独立行政法人水産大学校は、中央省庁等改革の一環として、水産に関する教育・研究を実施する機関として、農林水産省組織令に基づく水産大学校の業務を引き継ぎ、平成13年4月1日に独立行政法人として設立された。

業務内容として、水産に関する学理及び技術の教授及び研究を行うことにより、水産業を担う人材の育成を図っており、この業務内容を実施するために16年度は運営費交付金21億9,030万円を交付した。

第4節 水産制度金融

1 概 况

16年度の漁業金融の状況をみると、17年3月末現在の全金融機関の総貸出残高は1兆6,444億円となり、前年比7.7%の減少となった。

これを漁業規模別にみると、中小沿岸漁業向けが1兆5,206億円、大規模漁業向けが1,236億円で、中小沿岸漁業向けが大宗を占めている。

次に金融機関別にみると、系統金融機関が1兆913億円で最も大きく、一般金融機関が4,216億円、政府系金融機関が1,315億円となっている。これを前年と比べると、系統金融機関が7.1%、一般金融機関が9.0%、政府系金融機関が9.2%のそれぞれ減少となった。構成比をみると、系統金融機関が66.4%、一般金融機関が25.6%、政府系金融機関が8.0%となっている。

2 系 統 金 融

(1) 貯 金

16年度における漁協貯金は、表5のとおり、17年3月末で1兆61億円となり、前年同期に比べ931億円(8.5%)の減少となった。

これは、漁協信用事業の信漁連への譲渡が進んだことが主な要因である。

(2) 貸 出 金

16年度における漁協貸出金は、表5のとおり、17年

3月末で3,037億円となり、前年同期に比べ649億円(17.6%)の減少となった。漁協の貯貸率については、前年同期に比べ3.3%減少し、30.2%となった。なお、漁協・信漁連・農林中金で構成される系統金融機関の17年3月末の貸出金残高を、上部機関からの借入金を差し引いた純残高ベースでみると、合計1兆913億円となり、対前年度828億円の減少となった。

表5 漁協貯金・漁協貯貸率の推移

	(単位: 億円、%)		
	15/3月末	16/3月末	17/3月末
漁協貯金(A)	11,782	10,992	10,061
漁協貸出金(B)	4,061	3,686	3,037
漁協の貯貸率(B/A)	34.5	33.5	30.2

3 一般金融機関

銀行、信用金庫等一般金融機関の貸出状況は、表6のとおり、17年3月末で4,216億円である。

表6 一般金融機関の漁業に対する貸付残高

	(単位: 億円、%)		
	16/3月末	17/3月末	増加率
国内銀行銀行勘定	3,725	3,380	△9.3
信託勘定	17	10	△41.2
信用金庫	891	826	△7.3
計	4,633	4,216	△9.0

4 農林漁業金融公庫資金

農林漁業金融公庫は、農林漁業者に対し、農林漁業の生産力の維持増進に必要な長期かつ低利の資金の融通を行っており、水産関係資金としては、漁業経営改善支援資金、漁船資金、水産加工資金等8資金(農林漁業共通の資金を含む。)がある。

16年度の貸付決定額は表7のとおりで、水産業をめぐる近年の厳しい情勢の中で、152億円と前年度の7.0%増となった。

表7 農林漁業金融公庫資金貸付決定状況

資 金 名	15年度	16年度	16/15
漁業経営改善支援	3,791	5,212	137.5
構造改善推進(沿構)	-	-	-
漁業経営再建整備	-	-	-
中山間地域活性化	1,994	1,583	79.4
振興山村・過疎	-	556	-
漁業基盤整備	1,239	1,759	142.0
漁船	942	1,125	119.4
農林漁業施設	876	538	61.4
水産加工	5,197	3,803	73.2
沿岸漁業経営安定	209	671	321.1
計	14,247	15,247	107.0

(単位未満四捨五入のため合計が合わないことがある。)

5 漁業近代化資金等の制度資金

(1) 漁業近代化資金

漁業近代化資金制度は、漁業者等の資本設備の高度化を図り、その経営の近代化に資することを目的として44年に創設され、漁業者等に対し、漁船資金を中心に長期かつ低利の施設資金等の融通を行ってきている。

16年度の融資実績は、融資枠1,250億円に対し、283億円となっており、前年度より65億円減少した。

用途別にみると、前年度に比べ漁船が37億円、養殖用施設が4億円、加工用施設が3億円、漁具等施設が13億円、水産動植物の種苗購入・育成が9億円の減少、共同利用施設が1億円の増加となった。

表8 漁業近代化資金の用途別融資額

都道府県承認分	(単位: 百万円、%)			
	金額	構成比	15年度	16年度
漁船(20t以上)	1,405	582	4.0	2.1
漁船(20t未満)	14,245	11,415	41.0	40.3
養殖用施設	1,647	1,237	4.7	4.4
加工用施設	3,641	3,344	10.5	11.8
漁具等施設	3,945	2,629	11.3	9.3
水産動植物の種苗	9,797	8,868	28.2	31.3
購入・育成				
共同利用施設	99	233	0.3	0.8
計	34,779	28,308	100.0	100.0
国の直接利子補給分				
共同利用施設	0	0	0.0	0.0
合計	34,779	28,308	100.0	100.0

(単位未満四捨五入のため合計が合わないことがある。)

(2) その他の制度資金

主なものとして、漁業経営が困難となっている中小漁業者であって、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法に基づく漁業経営再建計画の認定を受けた中小漁業者の固定化債務の整理を行い漁業経営の再建を図ることを目的として51年度に創設した漁業経営維持安定資金がある。

16年度については8億円の融資を行っており、前年度より5億円減少した。

また、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法に基づく漁業経営改善計画の認定を受けた漁業者に対し、低利の短期運転資金を融通し経営の改善の円滑な推進を図るために7年度に創設した漁業経営改善促進資金については、16年度に67億円の貸付を行っており、前年度より6億円減少した。

表9 その他制度資金融資・貸付状況

資 金 名	(単位：百万円)	
	15年度	16年度
漁業経営維持安定資金	1,246	768
国際規制関連経営安定資金	—	—
漁業経営再建資金	—	—
漁業経営改善促進資金（極度額）	7,272	6,688
漁業経営高度化促進支援資金	105	263

6 沿岸漁業改善資金

沿岸漁業改善資金制度は、沿岸漁業従事者等が経営、操業状態の改善を図るために自主的に近代的な漁業技術や合理的な漁業生産方式又は漁ろうの安全の確保等のための施設を導入し、又は生活の改善を図るために合理的な生活方式を導入することを促進するとともに、青年漁業者等による近代的な沿岸漁業の経営方法又は技術の実地の修得や経営の基礎の形成を助長するため、沿岸漁業従事者等に対する中・短期の無利子資金の貸付を行う都道府県に対し国が必要な資金を助成する制度として54年に創設された。

表10 沿岸漁業改善資金状況

	14年度	15年度	16年度
経営等改善資金	2,509	2,219	2,322
生活改善資金	44	45	48
青年漁業者等養成	654	616	625
確保資金			
合 計	3,207	2,880	2,995
補助金交付額	12	11	5
対象都道府県	41県	41県	41県

7 中小漁業融資保証制度

中小漁業融資保証制度は、「中小漁業融資保証法」に基づき中小漁業者等に対する金融機関の貸付について漁業信用基金協会がその債務を保証し、その保証につき独立行政法人農林漁業信用基金が保険を行うものである。

16年度の保証状況をみると、年度中の保証額は1,352億円で前年比0.8%の増加となり、年度末保証残高は2,227億円で6.2%の減少となった。保証残高を金融機関別にみると、農中は対前年度比47.8%増、信漁連は4.2%減、漁協は16.2%減、銀行等は3.9%の減少となった。次に資金種類別にみると、漁業近代化資金は、前年比7.4%減、一般資金は4.9%の減少となった。

なお、16年度中の代位弁済額は26億円で前年比34億円の減少となり、この結果単年度事故率は1.7%、累計事故率は3.3%となった。

第5節 水産業協同組合

1 概 要

(1) 水産業協同組合の現況

17年3月末現在における水産業協同組合は、単位組合が3,174（沿海地区漁協1,476、内水面漁協878、業種別漁協161、漁業生産組合520、水産加工協139）、連合会が174（漁連129、信漁連34、水産加工連10、共水連1）、うち全国段階連合会が11となっている。

(2) 漁協系統をめぐる状況

我が国周辺水域の資源水準の低下による漁獲量の減少、魚価の低迷等による我が国漁業の不振を背景に、漁協系統をめぐる情勢も厳しさを増している。

このような状況の中で、漁協系統に対しては、水産基本法の理念である「水産物の安定的供給の確保」や「水産業の健全な発展」の実現に向けて、より積極的な役割を果たしていくことが期待されており、資源管理を始めとする水産業の新たな課題に的確に対応していくためには、漁協系統の組織・事業基盤強化が急務となっている。

2 漁業協同組合等特別対策事業

(1) 趣 旨

漁協系統が漁村地域における中核として期待される役割を十全に果たしていくため、その人的基盤の強化、財務面での健全化を図る事業を実施した。

(2) 内 容

認定漁協へつながる漁協合併等の円滑な推進に資するための啓発・普及活動、事業の健全化・適正化を図るための監査活動、漁協系統組織職員等の人材育成を行うための研修・教育活動、漁協系統の育成・強化を図るための近隣諸国の漁協系統組織との国際交流活動、漁協合併又は信用事業譲渡による漁協の財務状況の調査分析に要する経費に対して補助を行った。

3 地域漁業再生のための担い手定着促進事業

(1) 趣 旨

沿岸漁業の新規就業者、後継者等の担い手を、漁協自営漁業に受け入れて実務研修の場を提供したり、漁船を研修用に貸与する事業を行う際に、事業を適切に実施するための審査・指導、機器整備等に必要な経費を助成し、地域漁業の担い手の定着を推進することで、漁業生産力の維持・増大と漁村地域の活性化を図る。

(2) 内 容

資源管理等環境問題に精通した人材育成のための役職員研修、資源管理等環境問題に取り組む非営利活動
 ア 審査・指導事業

県庁、融資機関、学識経験者などで組織する審査委員会を設置し、事業を希望する漁協における研修対象漁協種類等を確認するとともに、担い手の経験、資力等を考慮した研修メニュー等の審査、担い手に対する技術・安全指導及び修得状況の確認等に要する経費について補助を行った。

イ 機器整備事業

担い手に実務経験を積ませるための漁協自営漁業の効率化・高度化に必要な機器及び担い手の研修用に貸与するための中古漁船の安全で効率的な操業のために必要な機器（推進機及び漁労機械）の整備に要する経費について補助を行った。

4 漁協等経営基盤強化対策事業

(1) 趣 旨

資源管理、担い手育成等の水産業の新たな課題を担うに足りる基盤を備えた漁協（認定漁協）を育成するため、合併・事業統合を促進し、財務改善を図る漁協組織・事業の再編を進める対策を実施するとともに、漁協から信漁連への信用事業譲渡を推進するために、譲渡予定漁協に対する指導、信用事業を譲り受ける信漁連に対する信用事業実施基盤の強化を実施した。

(2) 内 容

ア 漁協合併等促進対策事業

認定漁協につながる合併等を促進するため、合併等予定漁協を対象として、プロジェクトチーム派遣による経営診断、漁協役員の意識啓発のための研修、地区合併協議会の推進、経営困難漁協に対する濃密経営指導等に要する経費に対して補助を行った。

イ 漁協経営体質強化等促進事業

合併等実施漁協の経営体質の強化及び信用事業を譲り受ける信漁連等の事業運営の交率化を図るための検討会の開催及び指導、職員の資質向上のための実務研修、事務の合理化のための機器（パソコン等）等の導入等に要する経費に対して補助を行った。

ウ 利子補給事業

認定漁協につながる合併を行う漁協及び信漁連への信用事業譲渡を行う漁協が、合併等に伴い必要な借入をする際に、都道府県が行う利子補給に対して補助を行った。

第6節 水産物の流通加工・需給・消費対策

1 水産物の需給・価格動向

16年（1月～12月）における我が国の漁業・養殖業の総生産量は573万3千tで、前年に比べ5.8%減少した。

魚種別には、すけそうだら、まあじ等が増加し、さんま、するめいか、かつお、かたくちいわし等が減少した。

16年の産地価格は、産地水産物卸売価格指数総合では99.1（平12=100）で、前年に比べ4.9%上昇した。

これは、まぐろ（生）、いかなご等の価格が低下したものの、さんま、かつお（生）、するめいか（冷）等が上昇したためである。

16年の消費地価格は、消費地卸売価格指数総合では92.9（平12=100）で、前年に比べ0.2%低下した。

これは、かつお、さんま等の価格が上昇したものの、たら（冷）、まぐろ（生）等が低下したためである。

2 水産物の流通対策

水産物産地流通加工施設高度化対策事業

ア 趣旨

多様化・高度化する流通・消費システムに的確に対応し、安全かつ高品質な水産物を安定的に供給するとともに、水産物の流通・加工分野における循環型社会への的確な対応を推進するために必要な流通・加工施設の整備を計画的、効率的に実施する。

イ 事業の概要

(ア) 産地流通機能強化型施設整備事業

産地市場の統合再編整備により、拠点化を図る地域、年間の水揚量がおおむね5千t以上の大型拠点産地等において、地域水産物の付加価値の向上を図り、鮮度・品質・規格の揃った水産物を効率的に供給する産地流通体制の強化に必要な卸売場建物、冷蔵施設等の共同利用施設の整備等を行う。

a 産地市場統合再編整備事業

都道府県が策定する産地市場の再編整備計画に即して、産地市場機能の強化を図るため、産地市場の統合を計画している拠点産地において、水産物の広域・大量流通に対応した大規模かつ先進的な産地市場に必要な施設の整備を行う。

b 大型拠点産地整備事業

産地から消費地への水産物の安定的出荷を推進し、水産物流通の合理化及び近代化を図るために、拠点産地において、当該生産圏における流通・加工機能の促進・強化に必要な施設の整備を行う。

c 大都市流通センター整備事業

水産物流通の大幅な拡大に対応し、消費地における需給調整機能の強化及び地域水産物の高付加価値を図るため、大都市又はその周辺地域において、水産物の大都市流通拠点に必要な施設の整備を行う。

(イ) 環境対策等高度化施設整備事業

「循環型社会の形成」に向けての新たな環境対策の高度化、資源の有効利用及び多様化する消費者ニーズに対応するための加工技術等の高度化、水産食品品質高度化総合対策事業の成果等を活用した水産物の品質・衛生管理の高度化を図るために必要な施設整備及び環境対策高度化等のための既存施設の改築等を行う。

a 環境対策高度化施設整備事業

水産物の流通加工過程における排水処理、水産加工残滓等のリサイクル等に必要な高度な処理機能を有する施設の整備を行う。

b 加工技術高度化施設整備事業

地方公共団体の試験研究機関による指導の下、漁業者、水産加工業者等が地域水産物の付加価値向上対策・環境対策に関する技術開発等を実施するために必要な地域開放型の試験研究施設の整備を行う。

c 品質管理高度化施設整備事業

近年の流通・加工形態及び需要者のニーズに対応した品質・衛生管理の強化のために必要な高度な品質・衛生管理機能を有する施設の整備を行う。

ウ 事業実施主体等

(ア) 事業期間：平成13年度～17年度

(イ) 事業実施主体：地方公共団体、水産業協同組合等

(ウ) 補助率：1/3以内（但し、(イ)のa及びbは1/2以内）

(エ) 事業内容：卸売場建物、製氷施設、冷凍施設、処理加工施設、品質検査施設、試験研究施設、排水・廃棄物処理施設、残滓処理施設等

エ 16年度事業実施状況

(ア) 産地流通機能強化型施設整備事業

(1件、国費 1億3,548万9千円)

(イ) 環境対策等高度化施設整備事業

(2件、国費 7億3,687万6千円)

(2) 水産物産地流通機能強化対策事業

(水産物産地流通・加工機能強化事業)

産地市場統合の促進等を通じた産地流通機能強化を図るために、県内産地市場の再編計画等についての検討会、市場動向調査、産地間の情報ネットワーク化、モデル的な共同出荷事業、市場間の集中出荷体制整備、量販店等新たな取引先の開拓、製品の改良・開発、学校給食等への地域水産物の提供、統合市場・量販店等への派遣研修等を行った。事業実施主体は都道府県・漁業協同組合等であり、補助率1/2及び1/3で実施した。

(3) 水産物サプライチェーン流通パイロット事業

現在の水産物流通は、①多段階で流通経路が長く、②その過程で荷姿が複数回変化する、③物流・商流コストがかかる、④消費動向が産地・中間流通に伝わりにくい等の問題を有しております、流通効率化への取組が特に必要となっていることから、物流、商流、情報流において、産地での水揚げから小売店での最終販売に至る最も効率的な供給の流れを構築するため、サプライチェーンマネジメントの水産物流通への適用効果について検討を行うこととし、これに必要な協議会や実証事業等に必要な経費について、財団法人魚価安定基金、全国漁業協同組合連合会等に補助を行った。

3 水産加工業対策

(1) 概 情

水産加工品の生産量（以下使用する数値は、陸上加工のみ）は、原料魚の供給や需要の推移によって左右されるところが大きい。平成16年の水産加工品生産量（生鮮冷凍水産物を除く。）は212万9,597tで前年並み、生鮮冷凍水産物の生産量は162万9,000tで、前年に比べ5%（8万800t）増加した。

ア ねり製品

ねり製品の生産量は66万tで、前年に比べ1%（2,000t）増加した。このうち、かまぼこ類は44万9,800tで、前年に比べ1%（3,600t）の減少したが、やきにくわは13万9,300t、魚肉ハム・ソーセージ類は7万1,200tで前年に比べ、それぞれ2%（2,100t）、5%（3,500t）の増加した。

イ 冷凍食品

冷凍食品の生産量は30万3,200tで、前年に比べ5%（1万6,300t）減少した。このうち、魚介類（切り身、むきえび等の加工品）は16万300t、水産物調理食品は14万2,900tで、前年に比べてそれぞれ1%

(2,200t)、9% (1万1,400t) 減少した。

ウ 乾製品

乾製品の生産量は33万2,900t で、前年に比べ4% (1万3,800t) 減少した。このうち、煮干し品は6万2,900t で、前年に比べて23% (18,700t) 減少したが、素干し品は3万5,000t、塩干品は23万5,000t で、前年に比べそれぞれ4% (1,300t)、2% (3,600t) 増加した。

エ 塩蔵品

塩蔵品の生産量は21万8,000t で、5% (9,400t) 増加した。このうち、さけ・ますは11万400t、たらこ・すけとうだらこは1万8,200t で、前年に比べてそれぞれ、15% (1万4,400t)、11% (1,800t) 増加したが、さばは3万200t で前年に比べ17% (6,400t) 減少した。

オ くん製品

くん製品の生産量は1万3,000t で、前年に比べ1% (200t) 増加した。

カ 節製品

節製品の生産量は10万9,800t で、前年に比べ1% (900t) 減少した。このうち、節類は6万7,000t で、前年に比べ3% (1,800t) 減少したが、削り節は4万3,000t で前年に比べ2% (800t) 増加した。

キ その他の食品加工品

その他の食品加工品の生産量は49万1,900t で、前年に比べ4% (1万9,800t) 増加した。このうち、調味加工品は34万t、水産物漬物は8万1,300t で、前年に比べそれぞれ9% (2万6,700t)、6% (4,400t) 増加したが、塩辛類は3万2,200t で、前年に比べ5% (1,700t) 減少した。

ク 生鮮冷凍水産物

生鮮冷凍水産物の生産量は162万9,000t で、前年に比べ5% (8万800t) 増加した。このうち、さけ・ます類は15万2,700t、さば類は22万3,200t で前年に比べそれぞれ2% (2,400t)、7% (1万5,500t) 増加したが、いわし類は30万9,700t で前年に比べ4% (1万1,000t) 減少した。

(2) 主な水産加工業対策

ア 近年の消費者の水産加工品に対する安全・高品質志向の高まり、水産加工品の輸入の増加による輸入加工品との競争の激化、周辺水産資源状態の悪化に伴う原料魚の供給の減少等の状況の下で、高品質化に向けた加工技術の開発及び地域における水産加工業の再生のための技術基盤の強化を図るため、水産物の品質・安全性向上技術の開発や水産物の未利用部位等からの機能性食品素材製造技術の開発、地域

水産物の新規需要開拓のための加工技術の開発などの技術開発課題に重点的に取り組む高品質水産加工品技術開発事業に対し助成した。

イ 最先端の精製技術や酵素発酵等を利用した生物工学的技術を活用して、水産資源（混獲魚介類、廃棄物等）を有効に利用する技術開発を行い、循環型水産業の形成に貢献する「先端技術を活用した水産資源循環型利用技術の開発」に助成した。

ウ 水産物の品質や安全性を確保するための、評価技術、殺菌技術及び新たな加工技術等について先端的技術を導入して開発し、国民への安全・高品質な水産物の供給を確保するとともに、水産加工流通業の振興に資する「水産加工流通課通合理化技術の開発」に助成した。

エ 地域水産加工業の事業基盤強化を図るため、再生強化方針策定、再生強化支援を行う「水産加工地域再生強化促進事業」と地域水産加工品のブランド化の推進を図るためブランド検討、ブランド確立、ブランド普及推進を行う「みなとまち水産加工振興事業」に対し助成した。（水産物产地流通・加工機能強化事業）

オ 近年の水産加工業をめぐる厳しい情勢に対応して、近海水産資源を原材料とする水産加工の高度化・差別化の促進と水産加工業の体質強化を図るため、「水産加工業施設改良資金融通臨時措置法」（昭和52年法律第93号）に基づき、水産加工資金（融資枠76億円）の融通を措置した。

カ 近海水産資源を原材料とする水産加工業者の事業強化、経営体質強化や経営の維持・安定等を図るため、水産加工経営改善促進資金（融資枠145億円）の融通を措置した。

キ 水産物の品質や安全に関する消費者ニーズに応えるため、水産業者が実施する产地市場等各流通段階における衛生管理向上のための活動を支援し、水産加工場におけるHACCP方式導入の促進等を行う「水産物安全・安心推進強化事業」に対して助成した。

4 水産物の需給安定対策

(1) 魚価安定基金造成事業（水産物調整保管事業）

近年における水産物の価格変動に対処し产地及び消費地を通ずる水産物価格の安定を図るため、漁業生産者団体等が、主要水産物の調整保管事業（水揚げが集中して产地価格が低迷した際に漁業生産者団体等がこれを一定価格で買い取り、冷蔵庫等で調整保管し、価格が上昇した際に放出する事業）を実施した際、買取

代金利、保管料等を助成するために必要な資金を財
魚価安定基金に造成した。

(2) 水産物流通グローバル化対策事業

水産物の適正な価格形成、流通の合理化に資するため、主要な産地及び消費地において、価格、入荷数量等に関する情報を収集し、生産・流通関係者に提供するとともに、水産物貿易統計の作成を実施した。さらに、これらの情報収集・分析のための電子情報ネットワークを推進した。事業の委託先は、社団法人漁業情報サービスセンターである。

5 水産物の輸出入

(1) 輸出入の概況

ア 輸 出

16年の水産物総輸出額は、1,482億4,154万円であり、前年に比べ、9.5%増加となった。

輸出額が増加した主な品目は、真珠、まぐろ・かじき等であり、逆に減少した品目は、貝柱調製品等である（表11）。

また、輸出先別にみると、香港（24%）が最も大きく、次いで米国（17%）、中国（14%）、韓国（14%）、タイ（5%）と続いている。

表11 16年水産物輸出実績

単位：数量は㌧、[] 干しのり千枚

金額は百万円、()は千㌦

品 目	数 量	金 額
総 計	[13,068]	148,242
	423,832	(1,372,587)
(1) 真 珠	49	27,529
(真珠及び真珠製品)		(254,118)
(2) まぐろ・かじき類	45,860	12,562
(生・冷・凍)		(115,922)
(3) すけそうだら	91,548	9,848
(生・冷・凍)		(91,545)
(4) さけ・ます類	61,360	9,052
(生・冷・凍)		(84,622)
(5) 貝柱調製品	1,425	6,490
		(60,443)

イ 輸 入

16年の水産物の総輸入額は、1兆6,371億3,484万円で、前年より4.3%増加した。

輸入額が増加した品目は、まぐろ・かじき類、さけ・ます類等で、逆に減少した品目は、えび、かに等である（表12）。

表12 16年水産物輸入実績

単位：数量は㌧、
金額は百万円、()は千㌦

品 目	数 量	金 額
総 計	3,485,492	1,637,135
		15,149,087
(1) え び	251,486	237,962
(活・生・冷・凍)		3,201,114
(2) まぐろ・かじき類	342,936	233,673
(生・冷・凍)		2,164,324
(3) さけ・ます類	239,545	103,598
(生・冷・凍)		958,491
(4) か に	109,970	80,702
(活・生・冷・凍)		748,234
(5) うなぎ・調整品	48,758	65,674
		607,307

(2) 水産物の非自由化品目

我が国では、沿岸・沖合漁業の主要対象種等について、無秩序な輸入により国内の漁業生産及び需給に悪影響が生じないよう輸入割当制度の対象種としている。昭和35年以降、漸次自由化され、現在の輸入割当品目は次のとおりである。

○活、生鮮、冷蔵、冷凍、乾燥、塩蔵、塩水漬けのさば、あじ、いわし、たら、すけとうだら、にしん、さんま及びぶり、並びにこれらの魚類のフィレ及びその他の魚肉、フィッシュミール。

○煮干し。

○冷蔵、冷凍、乾燥、塩蔵、塩水漬けのたらの卵。

○活、生鮮、冷蔵、冷凍、乾燥、塩蔵、塩水漬けのほたて貝、貝柱及びいか（もんごういかを除く）。

○食用ののり及びこんぶ、並びにこれらの調製食料品。

表13 16年度補助金等

(単位：千円)

水産バイオマスの資源化技術開発事業	31,836
うち水産加工残滓高度リサイクル推進事業	7,959
水産物持続的利用推進対策事業	31,793
水産物流通グローバル化対策事業	43,378
水産物产地流通加工施設高度化対策事業	953,323
うち产地流通機能強化型施設整備事業	213,837
うち環境対策等高度化施設整備事業	739,486
高品質水産加工品技術開発事業	26,464
水産物产地流通・加工機能強化事業	135,054
輸出水産物衛生基準等調査事業	17,597
	150,221
水産物調整保管事業資金造成費	1,710,000
水産物サプライチェーン流通パイロット事業	102,707
水産加工経営改善促進資金	10,883
水産加工流通合理化技術の開発	9,000

先端技術を活用した水産資源循環型利用技術の開発	17,878
水産物安全・安心推進強化事業	167,135

第7節 漁船損害等補償制度

1 概 情

漁船損害等補償制度は、漁船及び漁船積荷につき不慮の事故による損害をてん補するとともに、漁船の運航に伴う損害賠償、費用負担による損害をてん補すること等を目的とした制度であり、「漁船損害等補償法」(昭和27年法律第28号)に基づく漁船保険(普通保険、特殊保険)、漁船船主責任保険、漁船乗組船主保険、漁船積荷保険及び任意保険並びに「漁船乗組員給与保険法」(昭和27年法律第212号)に基づく漁船乗組員給与保険から構成される。

これらの保険の元受は漁船保険組合が行っている。そのうち特殊保険及び漁船乗組員給与保険については国が再保険を行い、普通保険、漁船船主責任保険、漁船乗組船主保険、漁船積荷保険及び任意保険については漁船保険中央会が再保険を行い、さらにその一部につき国が再々保険を行っている。

2 漁船保険等事業

(1) 漁 船 保 険

この保険は、漁船につき、滅失、沈没、損傷その他の事故により生じた損害をてん補するものであり、戦乱等によらない事故により生じた損害をてん補する普通保険と、戦乱等による事故により生じた損害をてん補する特殊保険がある。普通保険には、これらの損害のみをてん補する普通損害保険と、これらの損害をてん補するとともに、保険期間が満了した場合に保険金額相当の保険金を支払う満期保険がある。

ア 普通保険

(ア) 普通保険の加入状況

16年度において普通保険に加入した漁船は、21万2,580隻、105万7,639tである。このうち普通損害保険の加入隻数は20万7,491隻で、満期保険の加入は(継続分を含む)5,089隻である。

加入隻数を前年度に比べると総隻数では3,756隻減となっており、20t未満階層では3,647隻(1.7%)減少し、20t以上階層では109隻(5.4%)減少している。トン数階層別に普通保険の構成比を見ると動力漁船では、5t未満が87.0%を占めてお

り以下5~9t7.5%、10~19t4.5%、20~49t0.1%、50~99t0.2%、100~999t0.6%となっており、無動力漁船は0.2%である。

次に15年12月31日現在の在籍漁船数と加入隻数を対比した隻数加入率をみると、加入総隻数では、63.8%の加入率となっており、このうち動力漁船では、5t未満は62.9%、5~19tは87.2%、20~49tは80.6%、50~99tは75.2%、100~999tは85.0%となっており、無動力漁船は4.7%であった。

また、保険価額に対する保険金額の割合すなわち付保率は、動力漁船では5t未満95.2%、5~9t93.1%、10~19t95.2%、20~49t98.4%、50~99t98.4%、100~999tは89.9%で動力漁船総数では93.7%、無動力漁船では96.0%を示しており、これらの引受け保険金総額は1兆2,162億円であって、前年度に比べて419億円の減を示している。

(イ) 保険事故

16年度において保険金を支払った普通保険事故は64,025件、支払保険金額は188億6,886万円であり、前年比4.6%の減となった。

(ウ) 漁具特約の引受け及び事故

漁船に属する漁具については、特約がある場合のみ、その属する漁船とともに保険の目的とし得ることとなっており、普通保険においては、漁船とともに全損した場合に限りてん補することとなっている。

16年度において、漁具特約の引受け件数は(特殊保険を含む)は566件で、保険金額は45億7,072万円であった。

なお、保険金を支払ったものは1件280万円であった。

イ 特殊保険

16年度の保険契約件数は131件で、保険金額は195億1,052万円であり、その内訳は北部漁場128件187億3,552万円、西部漁場0件、南部漁場3件7億7,500万円であった。

なお、保険金の支払いはなかった。

(2) 漁船船主責任保険

この保険は、漁船の所有者又は使用者が、その所有し、若しくは所有権以外の権原に基づき使用する当該漁船の運航に伴って生じた費用で自己が負担しなければならないものを負担し、又は当該漁船の運航に伴って生じた損害につき自己の賠償責任に基づき賠償することによる損害をてん補するものである。

16年度の保険契約隻数は、基本損害20万9,365隻、乗

客損害1万8,023隻、人命損害1万1,461隻で、保険金額はそれぞれ16兆2,199億2,000万円、6兆3,857億8,500万円、322億4,500万円であり、純保険料額はそれぞれ36億8,061万円、4億6,039万円、4,732万円であった。

なお、保険金を支払ったものは、基本損害2,203件24億7,668万円、乗客損害66件8,218万円、人命損害6件1,989万円であった。

(3) 漁船乗組船主保険

この保険は、漁船の所有者又は使用者であって、その所有し、又は所有権以外の権原に基づき使用する当該漁船の乗組員であるものにつき当該漁船の運航に伴って死亡及び障害の事故が生じた場合に一定の金額を支払うものである。

16年度の保険契約隻数は3万233隻で、保険金額は450億7,350万円であり、純保険料額は5,557万円であった。

なお、保険金を支払ったものは、31件5,782万円であった。

(4) 漁船積荷保険

この保険は、漁船の所有者又は使用者がその所有し、若しくは所有権以外の権原に基づき使用する漁船に積載した漁獲物等に生じた損害をてん補するものである。

16年度の保険契約隻数は810隻で、保険金額は947億4,164万円であり、純保険料額は1億9,647万円であった。

なお、保険金を支払ったものは、19件1億8,604万円であった。

(5) 任 意 保 険

この保険は、①漁船により漁獲され漁船以外の船舶で漁場から運搬中の漁獲物又はその製品につき、滅失、流失、損傷その他の事故により生じた損害をてん補する転載積荷保険と、②スポーツ又はレクリエーションの用に供する小型の船舶（プレジャーボート）の運航に伴いプレジャーボートの所有者等が負担する賠償責任に基づく賠償等による損害をてん補するプレジャーボート責任保険の2種類がある。

16年度の保険契約隻数は、転載積荷保険86隻、プレジャーボート責任保険1万793隻で、保険金額はそれぞれ64億5,240万円、1兆1,019億1,500万円であり、純保険料額はそれぞれ546万円、9,748万円であった。

なお、保険金を支払ったものは、プレジャーボート責任保険95件1,566万円であり、転載積荷保険の支払いはなかった。

(6) 漁船乗組員給与保険

この保険は、漁船の乗組員が抑留された場合における給与を保障するため、漁船保険組合が保険事業を行うものである。

16年度の保険契約件数は84件で、その内訳は北部漁場84件、西部漁場0件、南部漁場0件であった。

なお、保険金の支払いはなかった。

3 財 政 措 置

普通保険、漁船船主責任保険及び漁船積荷保険については、一定の条件の下に国庫が純保険料の一部を負担することとなっている。16年度においては、国庫負担額は68億5,106万円であった。

また、漁船保険組合及び漁船保険中央会に対し、事業実施に必要な経費について6億6,934万円の助成を行った。

第8節 漁業災害補償制度

1 概 况

漁業災害補償制度は、「漁業災害補償法」（昭和39年法律第158号）に基づき、漁業協同組合等の協同組織を基盤とする漁業共済団体（漁業共済組合及び同連合会）が行う漁業共済事業及び漁業再共済事業並びに政府が行う漁業共済保険事業により、中小漁業者の相互救済の精神を基調として、その営む漁業につき異常の事象又は不慮の事故によって受ける損失を補てんするため必要な給付を行い、中小漁業者の漁業再生産の阻害の防止及び漁業経営の安定に資することを目的とするものである。

近年の我が国水産業を取り巻く情勢は、周辺水域の資源状況の悪化、漁業就業者の減少・高齢化など依然として厳しく、漁業経営は困難な現状におかれており、経営安定に漁業共済の果たす役割はますます重要となっている。

このような中で、16年度の加入状況は、加入件数6万656件、共済金額3,781億7,382万円、純共済掛金162億9,351万円であった。この加入実績は、前年度実績3,714億4,511万円に対し1.8%増（7億円増）となった。この内訳は、漁獲共済が前年度比0.2%増（0.4億円増）、養殖共済が前年度比6.6%増（5億円増）、特定養殖共済が前年度比1.1%増（0.8億円増）、漁業施設共済（14年10月より、従来の漁具共済から移行）は前年度比6.7%増（0.5億円増）となっている。

なお、15年度契約分に係る支払状況は、16年3月末現在で支払件数2,549件、支払共済金67億7,728万円で

あった。

2 漁業共済事業

(1) 漁獲共済

この共済は、漁業者の共済責任期間中の操業に係る漁獲金額が共済限度額（過去一定年間の漁獲金額を基準として漁業者ごとに定める一定額）に達しない場合の損失について共済金を支払う事業である。

16年度の契約件数は、1万5,302件と前年度の1万5,204件に比べ増加し、共済金額では、2,151億968万円と前年度2,147億2,548万円に比べ0.2%の増加となった。

なお、15年度契約分に係る支払状況は、16年3月末現在で支払件数584件、支払共済金43億6,344万円であった。

(2) 養殖共済

この共済は、養殖中の水産動植物が、台風や津波、赤潮等の災害により死亡、流失した等の損害について共済金を支払う事業である。

16年度の契約件数は、5,946件と前年度の5,856件に比べ増加し、共済金額では、815億9,967万円と前年度765億1,730万円に比べ6.6%の増加となった。

なお、15年度契約分に係る支払状況は、16年3月末現在で支払件数880件、支払共済金22億5,724万円であった。

(3) 特定養殖共済

この共済は、特定養殖業の共済責任期間中の養殖に係る生産金額が共済限度額（過去一定年間の生産金額を基準として漁業者ごとに定める一定額）に達しない場合で、かつ、その生産数量が一定の数量に達しなかった場合の損失について共済金を支払う事業である。

16年度の契約件数は、7,242件と前年度の7,291件に比べ減少し、共済金額では、740億1,461万円と前年度732億1,991万円に比べ1.1%の増加となった。

なお、15年度契約分については、16年3月末現在で支払いはなかった。

(4) 漁業施設共済

この共済は、供用中の養殖施設又は漁具の流失、損壊等の事故による損害について共済金を支払う事業である。

16年度の加入件数は、3万2,166件と前年度の2万8,300件に比べ増加し、共済金額では、74億4,986万円と前年度69億8,243万円に比べ6.7%の増加となった。

なお、15年度契約分の支払状況（旧漁具共済含む。）は、16年3月末現在で支払件数1,085件、支払共済金1億5,660万円であった。

3 財政措置

16年度においては、漁業共済の加入者に対する共済掛金についての国庫補助額は70億6,249万円であった。

また、漁業共済組合及び同連合会に対して、事業実施に必要な経費について6億2,028万円の助成を行った。

第9節 沿岸・沖合漁業

1 沖合底びき網漁業

概要：沖合底びき網漁業は15t以上の動力漁船により底びき網を使用し、おおむね北緯25度以北、東経153度以西、東経128度30分（一部128度）以東の太平洋、オホーツク海及び日本海で行う漁業である。操業区域は46区分に細分化されており操業は資源保護上及び漁業調整上の厳しい制限のもとに主に自県沖を中心に行われている。

許認可隻数：16年末で414隻であった。

船型：160tまで4階層に分かれるが、新40t未満階層が141隻と最も多くなっている。

漁法：かけまわし、トロール及び2そうびきであり、オッタトロールは北海道周辺及び宮城～千葉までの沖合で操業しており、2そうびきは岩手の一部、太平洋南海区及び島根～福岡で操業している。北海道及びその他の海域においては主としてかけまわしによる操業が行われている。

漁獲量：15年は39万1千tで前年に比べ1万t減少した。魚種別にはすけとうだら13万8千t、ほっけ9万8千t、かれい類1万6千tとなっている。

2 小型底びき網漁業

小型底びき網漁業は総隻数15t未満の動力漁船により底びき網を使用して営む漁業であり、地先沿岸を漁場とするものから沖合域を漁場とするものまで地域により多様であって、沿岸漁業の中においては、釣、延縄とともに代表的な地位を占めている。本漁業については、農林水産大臣の告示により、都道府県知事が許可することができる隻数の最高限度を定めている。また、海域によっては船舶の総隻数若しくは馬力数の最高限度を定めることができることとなっているほか、漁具漁法についても漁獲効率が高い2そうびき漁法、網口開口板等の使用を農林水産大臣が特に定める海域以外は禁止している。本漁業の17年1月現在の許可総枠隻数は約2万2千隻である。15年の漁獲量は約49万

7千tで前年に比べ3万2千t増加した。漁獲物はひらめ、かれい類、えび類の中高級魚が多く、生鮮、そう菜物として利用されている。なお、漁獲量のうち34万3千tは、北海道のほたてがいである。

3 まき網漁業

総ト数40t(北海道恵山岬灯台から青森県尻屋崎灯台に至る直線の中心点を通る正東の線以南、同中心点から尻屋崎灯台に至る直線のうち同中心点から同直線と青森県の最大高潮時海岸線との最初の交点までの部分、同交点から最大高潮時海岸線を千葉県野島崎灯台正南の線と同海岸線との交点に至る線及び同点正南の線から成る線以東の太平洋の海域にあっては、総ト数15t)以上の中型まき網漁船によりまき網を使用して行う大中型まき網漁業の17年1月1日現在の許認可隻数は、213隻であった。

また5t以上40t未満(北部太平洋海域においては15t未満)の中型まき網漁業の大臣許付隻数は、17年1月現在で512隻となっている。15年におけるまき網漁業の漁獲量は約131万t(うち大中型まき網漁業約89万t)で、前年より約16万tの増となった。

4 ずわいがに漁業

日本海及びオホーツク海のずわいがには、主として沖合底びき網漁業、小型機船底びき網漁業及びかご漁業により漁獲されている。このうち、ずわいがにを漁獲目的とする10t以上船(小型機船底びき網漁業及び沖合底びき網漁業を除く。)については、大臣承認となっており、沖合底びき網漁業・小型機船底びき網漁業も含めて、ずわいがにの漁獲時期、体長制限等を省令で規制している。16年度の承認隻数は、かご漁船18隻であった。15年のずわいがにの全国漁獲量は約5千tではほぼ前年同となっている。

5 さんま漁業

さんま漁業を大きく2つに分けると10t以上の漁船で千葉県野島崎灯台正東の線以北の太平洋の海域において漁を営む許可漁業(指定漁業)と10t未満の小型船で漁を営む知事許可漁業がある。(このうち指定漁業については、平成14年3月31日までは承認漁業であったが、平成14年4月1日から「北太平洋さんま漁業」として指定漁業へ移行した。)

漁法として、指定漁業では棒受網のみであるが、知事許可漁業に関しては、流し網による漁も行っている。

本漁業の漁期は、さんまの回遊が索餌のための北上する魚群及び産卵のための南下魚群が形成される8月

から12月と限定されており、さんま漁船の多くがさけ・ます流し網漁業等との兼業船である。指定漁業における操業時期は、8月1日から12月31日までとなっている。

16年度のさんま漁業の大臣許可隻数は227隻で、前年度から1隻減少している。漁獲量については、14年の漁獲量は約17万t、15年の漁獲量は約26万tとなっている。

6 いかつり漁業

いかつり漁業は、かつて沿岸漁業から沖合漁業へ、さらには海外漁業へと展開してきたが、魚価の低迷等によりいかつり専業船を中心に経営不振が続いている。

いかつり漁業は大きく分けると船舶の総ト数により、その制度的扱いを異にしている。平成14年3月31日までは、総ト数30t以上の動力漁船によりいかつり漁業を営む場合は農林水産大臣の承認を必要とし、30t以上139t未満の漁船によるものを「中型いか釣り漁業」、139t以上の漁船によるものを通称「大型いか釣り漁業」と称し操業海域等を区分していた。

承認漁業だったいかつり漁業は、平成14年4月1日に指定漁業化され、平成14年8月1日の指定漁業の許可等の一斉更新時には、それまでの操業海域を変更することなく「中型いか釣り漁業」の総ト数の上限のみを139t未満から185t未満へ変更した。これにより、「中型いか釣り漁業」と「大型いか釣り漁業」の総ト数による区分が一部重複することとなったが、それぞれの操業海域が異なっていることで区分していくこととなった。

一方、30t未満の漁船については、農林水産大臣の承認を必要としないが、それぞれの都道府県の事情に即した知事許可等の取り扱いが行われている。

なお、するめいかを目的とする5t以上30t未満船については、平成10年から農林水産大臣の届出漁業となっている。

16年度の許可隻数は大型いかつり漁業が69隻、中型いかつり漁業が155隻である。また、5t以上30t未満船の大蔵届出漁業は3,680隻である。

7 かじき等流し網漁業

かじき等流し網漁業は大目流し網漁業と称しており、かじき、かつお又はまぐろをとることを目的とした漁業である。三陸沖を中心に古くから行われ基本的には自由漁業となっていたが、国際環境の変化により元年8月届出漁業とした。さらに、公海における操業

は、3年の第46回国連総会の決議により4年12月末をもって停止となった。我が国200海里においては、公海域からの転換等により届出海域における漁獲努力量が増加する恐れがあるので、5年4月より、知事許可又は海区承認による規制が行われている海域以外は操業禁止区域となった。本漁業の15年の漁獲量は約6千4百tであった。

8 遊漁・海面利用

近年の海洋性レクリエーションの多様化、広域化に伴い、海面の利用に関する遊漁を含む海洋レクリエーションと漁業との紛争を防止し、円滑に海面を利用する関係を確保するため、必要に応じ関係者の協議に基づく海面利用ルールの策定、ルール・マナーの普及啓発に関する講習会の実施等を行う海洋性レクリエーション活動円滑化対策事業を実施した。

遊漁船業については、平成15年4月1日から施行された遊漁船業の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成14年法律第76号、以下「新法」という。）が施行されているが、新法の規定に基づいて各都道府県に登録した遊漁船業者数は、平成16年2月4日時点において1万5,586業者、登録された遊漁船の隻数は、1万8,229隻であった。

また、遊漁船業者等に対し、安全運行、遊漁船利用者の安全管理及び適正な漁場利用の啓発を行うとともに、遊漁船の利用者を含む遊漁者に対し、釣りのマナー等を指導する釣り指導員の育成や水産資源・漁場環境保護意識の啓発を行う遊漁船業等育成推進事業を実施した。

9 我が国200海里内における漁業取締り

（1）外国漁船の取締り

平成11年1月の新日韓漁業協定、平成12年6月の新日中漁業協定の発効に伴い、ロシア漁船と合わせ約2千隻もの外国漁船が我が国の許可を受けて、我が国200海里内で操業を行うこととなった。水産庁ではこれら外国漁船による違反操業の未然防止のための立入検査を実施するとともに、違反及び無許可外国漁船の拿捕、違法設置漁具の押収等の漁業取締りを実施しており、特に外国漁船による違反が頻発している九州・山陰周辺などの海域については、漁業取締船、漁業取締航空機を重点的に配備している。

これら漁業取締りにより拿捕した違反漁船に対しては、司法処分を科すとともに、行政処分として許可の停止や取消しの処分を実施しており、平成16年における拿捕件数は29隻（韓国漁船14隻、中国漁船5隻、ロ

シア漁船2隻、台湾漁船7隻、カンボジア漁船1隻、前年35隻）であった。

また、平成16年における外国漁船による違法漁具の押収量は、刺網・延縄が約300km（前年約640km）、籠漁具が2万6,960個（前年1万7,675個）に達した。

（2）沿岸・沖合等漁業の取締り

水産庁における、我が国の沿岸・沖合等漁業に関する取締りは、主として指定漁業、承認漁業等に対して行っているが、併せて都道府県の知事許可の沿岸漁業に対しても指導・取締りを行っている。

また、検挙した違反漁船に対しては、司法処分が科されるとともに停泊処分や船長等の乗組み禁止処分などの行政処分を実施しており、平成16年における検挙件数は21隻（沖合底びき網漁業6隻、中型まき網漁業1隻、小型機船底びき網漁業14隻、前年14隻）であった。

（3）漁業取締体制の強化

水産庁では、我が国200海里内における漁業指導・取締りのため、漁業取締船（官船5隻、用船29隻）、漁業取締航空機（チャーター機4機）を配備して取締りに当たっているところである。

しかし、外国漁船による違法操業が増加するとともに、違反を発見されると逃走したり追跡の妨害や体当たりをする悪質な漁船が増えており、これら違反漁船による違法な漁獲や漁具の残置・流失により我が国の水産資源や漁場環境の悪化が懸念されている。

このため、違反漁船に対する取締捜査能力の向上を図るため、漁具・漁獲物の回収船や新型取締船への移行を計画的に実施し、実効ある取締体制の構築を図ることとしている。

第10節 遠洋・北洋漁業

1 さけ・ます漁業

16年度ロシア系のさけ・ます漁業については、日ロ漁業合同委員会第20回会議及び民間協議の結果を受け、日本200海里内において3,660tの漁獲限度量及びロシア200海里内において7,210tの漁獲割当量となつた。

（1）中型さけ・ます流し網漁業

ア 太平洋海域

太平洋中型さけ・ます流し網漁業は、4年度からの公海操業の停止を受け、ロシア200海里内ののみの操業となっている。16年度の漁獲割当量は3,830tで、22隻が6月16日から7月31日まで操業し、漁獲実績

は3,270t であった。

イ 日本海海域

日本200海里内において520t の漁獲限度量で4月1日から6月27日まで8隻が操業を行い、漁獲実績は517t であった。

(2) 太平洋小型さけ・ます流し網漁業

85隻 (10t 未満) が、日本200海里内において3,140t の漁獲限度量で、4月15日から7月7日まで操業を行い、漁獲実績は3,064t であった。また、19t型の26隻がロシア200海里内において3,380t の割当量を受け、6月16日から7月31日まで操業し漁獲実績は2,976t であった。

2 捕 鯨 業

(1) 商業捕鯨の中止

昭和57年、国際捕鯨委員会 (IWC) は第34回年次会議において、1990年までに鯨類資源状態の見直し（包括的評価）を行うとの条件付きで商業捕鯨の全面一時停止（モラトリアム）を決定した。これに対し我が国は条約の規定に基づき異議申し立てを行ったが、米国は日本が商業捕鯨を継続すれば、米国200海里内での対日漁獲割当てを削減すると主張したため、やむを得ざる措置として日米取決めを結び、商業捕鯨は1988年より一旦中断した。

(2) 包括的評価とモラトリアムの見直し

從来から検討されていた鯨資源の改訂管理方式がIWC科学委員会により、1992年に完成され、南極海ミンククジラ資源については、100年間の捕獲許容水準が20万頭であることが算出された。しかし、1994年、新たな監視取締制度制度 (RMS) の完成が商業捕鯨再開の前提との決議案が採択されたものの、反捕鯨国による遅延策等のため、RMSの完成が遅れ、モラトリアムの見直しは依然として先送りとなっている。

(3) 鯨類捕獲調査

我が国は商業捕鯨再開に向けて鯨類資源に関する種々の調査を行っているが、この一環として南極海におけるクロミンククジラの生物学的情報収集を主目的とした南極海鯨類捕獲調査 (JARPA) を1987年から実施している。

また、1994年度から北西太平洋におけるミンククジラの系統群解明を目的とした北西太平洋鯨類捕獲調査 (JARPN) を開始した。更に2000年からはJARPNの調査結果を踏まえ、増加している鯨類による水産資源の大量捕食が漁業に与える影響を解明することを主目的とし、捕獲対象鯨種を從来のミンククジラに資源量の多いニタリクジラ、マッコウクジラを新たに加えた

第2期北西太平洋鯨類捕獲調査 (JARPN II) の予備調査を開始し、2002年には対象種にイワシクジラを加えるとともに、沿岸域のミンククジラも捕獲対象に加えて、調査の拡充を行った。

(4) 沿岸小型捕鯨

我が国の沿岸小型捕鯨は、從来ミンククジラを主対象とした操業を行っていたが、モラトリアム決定のため現在はIWC規制対象外鯨種 (ツチクジラ、ゴンドウクジラ等) のみを捕獲している。この沿岸小型捕鯨は、米国、デンマーク等の国で行われている原住民生存捕鯨（文化的、伝統的重要性からモラトリアム下であっても捕鯨が認められている）と同様の文化的・社会経済的な性格を有しております、これらの地域に対してミンククジラ及びニタリクジラの商業捕鯨捕獲枠を与えるよう IWCに要求しているところである。

3 かつお・まぐろ漁業

(1) 概 態

総数10t以上の漁船によって営まれる本漁業は、その漁船の規模により近海かつお・まぐろ漁業及び遠洋かつお・まぐろ漁業に分けられる。これらは、指定漁業となっており、漁業を営もうとするときは農林水産大臣の許可を受けなければならない。

これらの許認可船の隻数は、平成16年8月1日現在総数1,014隻となっている。

また、52年以降の200海里設定によりすでに20数年が経過したが、沿岸国の中に新規に入漁を認めようとする国もあり、我が国は積極的に優良漁場の確保に努めている。しかしながら、既存漁場の入漁協定においては毎年入漁条件が厳しくなる一方、便宜置籍船等によるIUU（違法、無報告、無規制）漁業や台湾などのまき網漁船の勢力拡大による資源状況の悪化等、本漁業をめぐる環境はますます厳しくなる傾向にある。

一方、経営面では、バブル経済崩壊後の経済低迷、輸入製品との競合による魚価低迷により、多くの経営体で赤字となっており、累積債務も大きなものとなっている。

表14 かつお・まぐろ漁業

(1) かつお・まぐろ漁業許認可隻数

(16年8月1日現在)

遠洋かつお・まぐろ漁業	616隻
近海かつお・まぐろ漁業	502隻
合計	1,118隻

(2) かつお・まぐろ漁業の漁獲量

(16年、概数、かっこ内は前年)

まぐろはえなわ漁業	197千t	(203千t)
かつお一本釣り漁業	141千t	(166千t)

合 計	338千t	(369千t)
-----	-------	---------

4 遠洋底びき網漁業

遠洋底びき網漁業の平成16年8月1日現在の許認可隻数は63隻となっている。

(1) 北 方 漁 場

ロシア200海里水域においては、政府間交渉により、スケトウダラを主対象とした漁獲割当を確保し、操業を行っている。

また、天皇海山水域では、キンメダイ、クサカリツボダイを主対象とした操業を行っている。

(2) 南 方 漁 場

南方漁場においては、ニュー・ジーランド水域、北大西洋（NAFO）水域、南極（CCAMLR）水域等で操業を行っている。

ニュー・ジーランド水域での主対象魚種はホキ、ミニダラである。

NAFO水域での主対象魚種はカラスガレイ、アカウオである。

また、CCAMLR水域ではナンキョクオキアミを対象として操業を行っている。

多くの外国200海里水域内については、直接入漁が困難になったことから、形式用船方式（我が国船籍）や現地法人化等による相手国船籍漁船による操業（我が国国内法の枠外）を行っている企業も少なくない。

5 海外いかつり漁業

海外いか釣り漁業（大型いか釣り漁業）は、昭和44年にそれまでの自由漁業から大臣承認漁業へ移行された。承認隻数は当初200隻を超えていたが、昭和57年から58年にかけてのいか流し網漁業への転換及び経営不振による廃業等により減少が続き、指定漁業となった平成14年8月の許可の一斉更新時で許認可隻数79隻、平成15年は80隻、平成16年においては75隻となっており、そのほとんどが専業船である。

主な操業水域は、南西大西洋水域（アルゼンチン水域及びフォークランド水域。）、ペルー水域、ニュージーランド水域及び北太平洋水域（日本、ロシア水域及び公海。）であり、これらの水域を組み合わせることにより操業を行っている。

生産状況は、最盛期には、10万tから20万t、金額で180億円から240億円の漁獲を行ったが、近年では、平成12年の18万tをピークに毎年減少を続け、平成14年は約9万tで約90億円、平成15年は約5万tで約60億円、平成16年は約6万tで約60億円となっている。

(1) 南西大西洋水域（アルゼンチンマツイカ）

ア アルゼンチン水域

当該水域は広い大陸棚を持ち、漁場価値の高い漁場であり、昭和60年から操業を行ってきたが、年々入漁料が嵩上げされ厳しい状況にあった。更に、アルゼンチン政府による漁業自国化政策によって外国籍漁船の200海里内操業は原則として禁止されたが、いか釣り漁業については例外的に大統領令により平成13年までチャーター方式による操業が認められてきた。また、平成14年からは、外国漁船の操業を排除した裸用船方式が採用され、日本漁船は現地企業との用船契約に基づき操業を行っている。（平成16年の操業隻数は12隻）

また当該水域は、平成14年以降、資源減少が著しく、平成16年における1隻当たりの漁獲量は平年に比べ半減している。

イ フォークランド水域

当該水域は、自治政府の定める操業条件に基づき、現地代理店を通じて、安定的に操業許可が取得でき、昭和61年から操業を行っているが、アルゼンチンマツイカの生息域の外縁に当たることから、漁獲が年によって激しく変動する。

特に、平成14年からは大不漁に見舞われ、漁期を半月残して禁漁措置が取られ、前年の4分1の漁獲量となり、平成15年は漁獲は低水準に推移し、平成16年には漁場滞在日当たり漁獲量が過去9年平均のわずか4%という大不漁になり、4ヶ月の操業期間中、1ヶ月半を残したまま、全面禁漁という厳しい状況となった。

(2) ペルー沖水域（アメリカオオアカイカ）

当該水域での操業は、平成3年から操業が開始されたが、エルニーニョ現象の影響により、平成10年以降は資源状態が悪化したため入漁を見合せたが、平成12年から資源の回復に伴い操業を開始した。近年、資源水準は安定的に推移している。

また、近年、南西大西洋水域での操業が不安定であることから、その代替漁場として当該水域の重要性が増しており、安定的な入漁条件を確保するため、政府間協定締結交渉を開始し、平成16年1月、同年8月に入漁料等が大幅に引き下げられた。同年12月、漁業協力の実施と安定的な入漁の確保等を内容とする会議議事録が作成された。

(3) ニュージーランド水域（ニュージーランドスルメイカ）

当該水域は、昭和40年代後半に漁場が開発され、最盛期には150隻を超えて操業されていたが、200海里設定以降、操業条件が厳しくなったこと及び資源の減少

により、年々入漁隻数が減少し、平成14年には入漁する船は無かった。

しかし、平成15年は1隻が出漁し、約1千㌧を漁獲し、平成16年には3隻が出漁したが、前年の7割程度の漁獲であった。

(4) 北太平洋水域（アカイカ、スルメイカ）

近年の漁獲状況は概して思わしくなく、操業隻数も少ない状況にあるが、他の漁場の資源状況が不安定であること、漁獲物の商品価値が高いこと、他の漁場と比較して距離が近いことから、潜在的に重要な漁場となっている。

6 国際漁業再編対策事業

(1) 事業の趣旨

我が国国際漁業をめぐる情勢が一段と厳しさを増している中で、現在の国際社会における我が国の立場を考えた場合、資源状態等に関する科学的根拠や漁獲実績をもとにした外交交渉によっても、我が国の国際漁業の存在を確保することが必ずしも可能な状況ではなく、漁業種類によって縮減やむなしとの判断をせざるを得ない局面が増加することが予想される。

この場合に重要なことは、漁業者のみならず、関係事業者及び従事者に影響の大きい減船ができる限り混乱なく進めることである。

このため、従来においては、漁獲割当を削減され、出漁できないという状態に至ってから余儀なくされていた減船について、新たに、国際的な情勢を基礎として計画的に実施するとともに、これに伴う所要の対策を総合的に講ずる仕組み（図1）を設けることにより、国際的漁業の再編対策を円滑かつ計画的に進めることとし、このことについて元年12月22日の閣議了解を行った。

(2) 事業の概要

ア 特定漁業再編整備対策

漁船の隻数の縮減を実施するための、減船漁業者への交付金の交付等を行う。

イ 減船漁業者および水産加工業者、資材供給漁業者等関連事業者の事業転換等対策

水産加工資金の融通、中小企業体质強化資金助成制度のうち事業転換等貸付等の活用により、新たな経済的環境の円滑な適応の確保に努める。

ウ 漁業離職者の雇用対策

減船の実施に伴い、特定漁業からの離職を余儀なくされたものについて、その実態に即応しつつ必要に応じ、国際協定の締結に伴う漁業離職者に関する臨時措置法（昭和52年法律第94号）に基づく措置等

を通じ、再就職の促進に努める。

(3) 事業の実績

これまで元年度に北洋はえなわ・さし網漁業及び東部ベーリングつぶ漁業、2~4年度に北洋さけ・ます漁業、3~5年度に北方底びき網漁業、4~6年度に公海流し網漁業、10年度に遠洋まぐろはえなわ漁業、13年度にたら等はえ網漁業について本事業を行った。

第11節 国際漁業交渉

1 海洋法に関する国際連合条約の動向

1982年に採択された新たな海洋秩序を構築する「海洋法に関する国際連合条約」は、1994年11月16日に発効した。

我が国についても、1996年7月20日に同条約が効力を生じた。また、「排他的経済水域及び大陸棚に関する法律」、「排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律」、「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律」、「水産資源保護法の一部を改正する法律」等の同条約関連法案も同日より施行された。

2 二国間交渉

(1) 日ロ漁業委員会第21回会議

2004年の日ロ双方の漁船の相手国200海里水域における操業条件について協議する日ロ漁業委員会第21回会議が、2004年11月29日から12月10日まで東京において開催された。

（協議の経過）

日ロ漁業委員会第21回会議は、日本側からは経済水産庁資源管理部審議官ほかが、ロシア側からはコレルスキーロシア連邦農業省漁業政策局長ほかが出席した。協議の中でロシア側は、日本漁船への割当の消化率が低いこと、ロシア極東水域における資源状態の悪化及び自国漁船による資源の優先利用を理由として日本漁船の漁獲枠削減等の主張を行ってきた。

このようなロシア側の主張に対し、日本側は国内漁業者の現状を説明し、双方の妥結点を見いだすことを目指した。特に相互性に基づく操業については、昨年同様、日本側から機材供与等の協力を実行する意向を表明し、協議を重ねた結果、次のとおりの内容で合意に至った。

（合意の内容）

ア ロシア水域における日本漁船の操業条件

（ア）相互性入漁

- a 漁獲割当量は 5 万180t（前年は 5 万5,383t）。
- b 日本側（民間団体）からロシア側に対し専門家の研修及び機材の供与を含む協力事業を実施。
- (イ) 有償操業
 - a 漁獲割当量は6,473t（前年は6,473t）。
 - b 日本側（民間団体）はロシア側に2.50億円を支払う。
- (ウ) 共通事項
 - 許可隻数枠は相互性、有償併せて600隻。
- イ 日本水域におけるロシア漁船の操業条件
 - (ア) 漁獲割当量は 5 万180t（前年 5 万5,383t）。
 - (イ) 許可隻数枠は110隻（前年110隻）。
- ウ 寄港
 - 補給及び乗務員の休養のため、前年と同様の条件で双方とも1港に限り寄港を認める。
- エ 民間協力関係
 - 両国の企業及び組織間での漁業分野における協力の促進について、双方とも関心を有している旨を確認。

(2) 日ロ漁業合同委員会第21回会議

日ロ漁業合同委員会第21回会議が2005年3月16日から3月26日までの間、モスクワにおいて開催された。本委員会においては、当面する漁期におけるロシアを母川国とする溯河性魚類（さけ・ます）の日本による漁獲の条件が決定されるとともに、北西太平洋の公海における生物資源の保存及び管理の問題、日ロ両国の団体及び企業の間の漁業分野における協力関係等につき広く意見交換が行われた。

（協議の概要）

日ロ漁業合同委員会第21回会議は、日本側から兼知文水産庁資源管理部審議官ほかが、ロシア側からはマルティノフロシア連邦農業省漁業政策局次長ほかが出席した。

まず、日本漁船による我が国200海里内のロシア系さけ・ますの漁獲に関して、ロシア側は当初、しろざけの資源状況が依然として低迷していること、また、さけ・ます資源の保存及び再生産にかかるコストが必要であることから、協力費の前年並の水準維持を強く主張してきた。しかしながら、科学者間の協議を含め、双方が検討を重ねた結果、最終的に次のとおりの内容で妥結した。

- 2005年に日本漁船が日本200海里内で漁獲するロシア系さけ・ますの上限量を3,560tとする（前年3,660t）。

○ 日本200海里内を回遊するロシア系さけ・ますの保存への協力の一環として、日本側（民間団体）はロシア側に対して4.74億円を下限とし、5.33億円を上限とする額に相当する機械及び設備をさけ・ます再生産のためロシア側に供与する。協力費の額は漁獲実績に応じて決定される（前年4.88億円～5.48億円、支払い方法前年同。）。

次にロシア200海里水域における日本漁船のさけ・ます操業に関して、ロシア側は有償その他相互に受け入れ可能な条件の下で、日本の関係団体に対して1万1千tのさけ・ますの漁獲量を提供する用意がある旨を表明し、具体的な操業条件については、協議終了後に開催されるロシア政府と日本の民間団体との間の協議により決定されることになった。

このほかの議題として、①ベーリング公海漁業問題については、「中央ベーリング海におけるすけとうだら資源の保存及び管理に関する条約」の諸規定の適切な運用を図ることが重要であることで一致し、②オホーツク公海については、すけとうだら資源の問題にかかる日ロ間の協力の有効性が確認されるとともに、日本漁船が行っているカラスガレイ操業の継続が確認された。また、③漁業の分野における両国の民間ベースでの協力については当該協力を今後とも互恵的な形で発展させていくことで一致し、④2005年の漁業の分野における両国政府間の科学技術協力計画が採択される等、幅広い議論が行われた。また、次回会議については2006年の3月に日本で開催されることになった。

(3) 日韓漁業協定

平成10年9月25日、日本海及び済州島南部水域での暫定水域の設定、すけとうだら、ずわいがに、その他の漁獲量の取扱い等に関する基本合意に達し、11月28日に鹿児島で署名が、12月11日に我が国国会で、翌年1月6日に韓国の国会で協定が承認された。

他方、基本合意後において双方の排他的経済水域における操業条件、漁獲割当量や暫定水域での資源管理等について協議が続けられたものの、特に韓国のズワイガニを目的とする底刺し網漁業、かご漁業の扱いを巡って韓国側と日本側との意見が対立した。このため1999年（平成11年）1月22日、協定は発効したもの、双方の排他的経済水域での相手国漁船の操業は行えない状況となったが、2月5日、日韓双方の相手国水域での操業条件についての合意が得られ、2月22日から相手国水域での相互操業が行われた。

その後、年毎に自国排他的経済水域に入漁する相手国漁船の操業条件について協議が行われ、平成17年の操業条件については、双方とも大幅な削減を行い、入

漁隻数は1,086隻、総漁獲割当量は6万7千tと日韓等量であり、対前年比では、入漁隻数12隻減、総漁獲割当量3千t減となった。

また、平成17年から魚種別・漁業種類別漁獲割当制度を導入し、日韓双方の排他的経済水域における資源管理に向けた取組を一層推進していくこととなった。

さらに、韓国はえ縄漁業については、漁場トラブルが多く発生していた山口県沖に期間操業禁止水域を設け、規制強化を行った。

また、日韓海洋生物資源専門家小委員会の設置要領に基づき、2004年9月に韓国釜山にて同小委員会の第1回定期会合が開催された。

平成17年の操業条件等は平成16年12月24日及び平成17年2月5日に東京において行われた第7回日韓漁業共同委員会で日韓両国政府に勧告または了承された。

現在、双方の排他的経済水域での操業は概ね円滑に行われており、国連海洋法条約の趣旨に沿って新たな漁業秩序が定着しつつあるが、暫定水域内については、有効な資源管理措置が確立されておらず大きな懸案事項となっている。

(4) 日中漁業協定

日中間においては、国連海洋法条約の趣旨に則した新たな協定を、2000年2月に北京で開催された大臣級協議により、2000年6月1日に発効することで意見の一致を見た。それに伴い、2000年4月から相手国入漁のための操業条件等の決定のために3回の部長・副局長協議を開催し、2000年5月18日に2000年漁期の操業条件について合意し、2000年6月1日に新協定が発効した。

日中漁業協定に基づき、日中漁業共同委員会において、排他的経済水域に入漁する相手国漁船の操業条件について両国へ勧告されているほか、暫定措置水域における資源管理措置、日中海洋生物資源専門家小委員会の設置が決定されている。

2005年漁期の相手国入漁のための操業条件は、2004年12月16日に東京で開催した共同委員会において、中国いか釣り漁船の入漁水域を大幅に縮小するとともに、両国の割当量を大幅に削減し、それぞれ1万2,711tとすること等を内容とする2005年漁期の操業条件が日中両国政府に勧告された。

なお、本共同委員会においては、2007年までに両国間の隻数を等しくすることも合意された。

現在、双方の排他的経済水域での操業は概ね円滑に行われており、国連海洋法条約の趣旨に沿って新たな漁業秩序が定着しつつあるが、今後は暫定措置水域等の資源管理を推進していく必要がある。

(5) 日米漁業協議

米国200海里内において、我が国漁業の枠組みとなっていた日米漁業協定については、1991年末に期限が満了し、同水域における対日漁獲割当量、洋上買魚ともゼロとなったことから、延長を行わなかった。

しかしながら、水産分野における日米の意見交換は重要であるとして、同協定の失効後、種々の漁業問題を討議するために定期的な実務者漁業協議の場として日米漁業委員会が設立され、1992年1月東京において第1回協議が行われ、その後、同委員会は毎年1回開催されてきたが、2000年8月、米国は、我が国が北西太平洋における調査捕鯨を拡大したこと（対象にニタリ鯨、マッコウ鯨を追加）に強い懸念を示して同年9月に予定されていた日米漁業協議委員会の開催の取りやめを通知したことから、これ以降、同委員会の開催が中断された。

しかしながら、近年の漁業問題の深刻化により、双方の合意で、2003年の第8回協議から再開され、第9回協議は2004年1月に東京で行われた。

(6) 日加漁業協議

トロール漁業については1999年以降、まぐろ延縄漁業については2000年以降、カナダ水域への入漁は認められていない。

2001年以降については、協議開催前にカナダ側よりトロール漁業及びまぐろ延縄漁業についての我が国の入漁を認めない旨の通知があり、協議は行われていない。

(7) 日・ニュージーランド漁業交渉

1978年9月に発効した日・NZ漁業協定に基づき、毎年、我が国漁船のNZ水域における操業条件が決定されてきていた。96/97漁期より、我が方と先方の入漁条件が折り合わず、我が国漁船の操業が行われなくなつたことから、NZ側は協定を不必要とし、97年9月をもって協定は失効した。

(8) 日・パプアニューギニア漁業交渉

1981年1月に締結された日・パプアニューギニア漁業取締により、従来、我が国まぐろ漁船が入漁していたが、86年12月、パプアニューギニア側が従来の入漁料より2倍以上の値上げを要求、このため交渉は決裂し、協定も87年3月をもって失効した。

(9) 日・キリバス漁業交渉

1978年6月に発効した日・ギルバート諸島政府間漁業協定（キリバスの独立は79年7月12日）に基づき、まぐろ延縄・かつお一本釣を対象とする入漁協定が78年7月に発効した。入漁協定はその後、操業条件をめぐり4度にわたり決裂中断があったが（81年7月-10

月、82年11月－83年8月、93年8月－9月、97年6月－9月)、99年10月に現在の協定が発効した後は安定的な入漁関係が維持されている。入漁料は水揚げ金額の5%であり、航海毎に支払う方式が採られている。また、まき網漁船については入漁協定が93年9月に発効し、現在に至っている。

(10) 日・ソロモン漁業交渉

1978年9月に発効した日・ソロモン諸島政府間漁業協定に基づき、まぐろ延縄・かつお一本釣を対象とする入漁協定が78年10月に発効した。入漁協定はその後、操業条件をめぐり2度にわたり決裂中断があったが(82年10月－83年1月、99年1月－00年9月)、00年10月に現在の協定が発効した後は安定的な入漁関係が維持されている。入漁料は水揚げ金額の5%であり、航海毎に支払う方式が採られている。また、まき網漁船については、入漁協定が00年10月に発効し、現在に至っている。まき網漁船の入漁料は年間支払方式が採用されている。

(11) 日・オーストラリア漁業交渉

1979年11月に発効した日・豪漁業協定に基づき、毎年「日本国のみぐろ延縄漁業に関する日本国政府とオーストラリア政府の間の補足協定」が締結され、これに基づく入漁が行われていた。しかしながら、豪州側は「みなみみぐろ保存委員会」で国別割当が決定できない場合、日豪漁業協議を行わないという立場をとり、97年度のみなみみぐろ保存委員会で資源評価をめぐる意見の対立から国別割当が決定できなかったため、我が方がみなみみぐろ保存委員会と日豪漁業協定とは本来リンクされるべきではないとの主張したにもかかわらず、97年度以降日豪漁業協議は行われていない。その結果、現在豪州水域への入漁は行われていない。

(12) 日・フランス漁業交渉

1979年7月に発効した日・フランス漁業取極に基づき、我が国まぐろ漁船がフランスの海外領土水域へ入漁してきたが、2001年2月をもって入漁は途絶えている。この原因は、入漁料の支払方法が一括前払い方式となっていること、さらに現在フランスの海外領土のうち唯一入漁の対象としているニューカレドニア水域には広大な操業禁止水域が設定されているため、我が国業界の関心が薄いことにある。

(13) 日・インドネシア漁業交渉

インドネシアは、1980年3月群島基線の外側200海里の経済水域を設定し、81年以降国内法整備ができるまでの暫定措置として、我が国のかつお一本釣り及びまぐろはえなわ82隻に限り許可発給を行っていた。83年

10月に同国は、200海里経済水域法を制定し、以降3回にわたり我が国と漁業交渉を行ったが、入漁料等の操業条件が折り合わず、84年以降同国水域から我が国漁船は撤退している。

(14) 日・ミクロネシア連邦漁業交渉

1979年4月にまぐろ延縄、かつお一本釣、まき網を対象とする入漁協定が発効したが、その後、操業条件をめぐり2度にわたり決裂中断があった(82年1月－4月、83年8月－84年2月)。現在の協定は97年8月10日に発効し、その後は安定的な入漁関係が維持されている。入漁料は水揚げ金額の5%であり、航海毎に支払う方式が採られている。但し、外地陸揚げを行なうまぐろ延縄は3ヶ月間の期間許可となっている。

(15) 日・マーシャル諸島漁業交渉

1979年7月、まぐろ延縄、かつお一本釣りを対象とする入漁協定が発効し、その後先方政府からの希望により、日・マーシャル政府間漁業協定が81年4月に発効した。入漁協定は太平洋島嶼国で唯一中断していない。入漁料は水揚げ金額の5%であり、航海毎に支払う方式が採られている。また、まき網漁船については、93年9月に入漁協定が発効し、今まで安定的な入漁関係が維持されている(現行の協定は99年9月に発効)。まき網漁船の入漁料は年間支払方式が採用されている。

(16) 日・パラオ漁業交渉

1979年1月にまぐろ延縄、かつお一本釣、まき網を対象とする入漁協定が発効したが、その後、操業条件をめぐり3度にわたり決裂中断があった(82年10月－83年12月、86年7月、91年8月－92年1月)。現在の協定は92年2月に発効し、その後は安定的な入漁関係が維持されている。入漁料支払い方式は、年間支払方式もしくは航海毎支払い方式であり、前者の入漁料は水揚げ金額の4%、後者は入漁料の5%となっている。

(17) 日・ツバル漁業交渉

1986年6月に発効した日・ツバル政府間漁業協定に基づき、まぐろ延縄・かつお一本釣を対象とする入漁協定が86年6月に発効した。入漁協定はその後、操業条件をめぐり2度にわたり決裂中断があったが(88年6月－90年5月、91年6月－94年2月)、98年3月に現在の協定が発効した後は安定的な入漁関係が維持されている。入漁料は航海毎に一定額を支払う方式が採られている。また、まき網漁船については、入漁協定が98年3月に発効し、今まで安定的な入漁関係が維持されている(現行の協定は01年3月に発効)。まき網漁船の入漁料は年間支払方式が採用されている。

(18) 日・ナウル漁業交渉

1994年7月にまぐろ延縄、かつお一本釣、まき網を対象とする入漁協定が発効し、今まで安定した入漁関係が維持されている。まぐろ延縄、かつお一本釣りの入漁料は水揚げ金額の5%であり、航海毎に支払う方式が採られている。まき網漁船の入漁料は年間支払方式が採用されている。

(19) 日・フィジー漁業交渉

1998年7月にまぐろ延縄、かつお一本釣、まき網を対象とする入漁協定が発効し、今まで安定した入漁関係が維持されている。入漁料は航海毎に一定額を支払う方式が採られている。

(20) 日・モロッコ漁業交渉

2005年1月にラバトにおいて漁業交渉が開催された。その結果、操業条件等は、①許可隻数枠15隻、②入漁料2千㌦/隻/年、③ライセンス料6,700㌦/隻/年、④科学オブザーバー乗船経費入漁3隻以上の場合1万㌦、2隻以下の場合6千㌦、同時最大3名まで、⑤モロッコ人漁船員の雇用は運用により努力目標とする。

(21) 日・ペルー非公式漁業協議

いか釣り漁業者のペルー入漁に関し、2003年からの数度に渡る政府間協議をもって、2004年7月大幅な操業条件の改善をみた。そのため、両国の漁業関係改善の機運が高まったことから、同年9月リマにおいて、漁業協議が開催され、定期的な漁業協議開催等を盛り込んだ議事録が作成された。同年12月リマにおいて、再び漁業協議が開催され、2005年上半期の操業条件等が協議された。2005年1~6月期の操業条件は、入漁料65㌦/（漁船隻数）・月、転載量15㌧。

(22) 日・チリ非公式漁業協議

2004年6月にサンチャゴにおいて漁業協議が開催された。チリ側から提案されたチリ水域内のアメリカオオアカイカ操業について、害魚（イカ）駆除のための日本漁船の入漁に関する具体的な条件について協議を行った。しかしながら、その後、チリ国内漁業者がイカを利用するようになり、同国水域内における外国漁船の操業は引き続き全面的に禁止となっている。

(23) 日・アルゼンチン漁業協議

近年のアルゼンチンマツイカの資源状況の悪化及びそれに伴うアルゼンチン側（以下、亜側）の外国船排除の意見もあり、その操業の難色及び漁期短縮の可能性も示していた亜側に対し、我が国漁船の安定的な操業の確保を強く要請するため、2005年1月ブエノスアイレスにおいて漁業協議を行った。これに対し、亜側は、操業期間に関し、我が国漁船を亜国漁船と同等に扱う旨回答した。また、我が国漁船の2005年の操業確保を前提とし、水産庁資源調査船によるイカ資源に関

する共同調査を同年に実施することに合意した。2006年以降の入漁条件についても、引き続き、協議を行う予定である。

(24) 日・マダガスカル民間漁業協議

2003年1月マダガスカル取り締まり当局による我が国漁船の拿捕により、我が国漁船の同国水域への入漁が途絶え、そのまま協定期限を迎、同協定は失効した。しかし、民間団体から入漁再会に向けては、水産庁が仲立ちになってほしい旨強い要望があった。そこで、2004年9月アンタナナリボ（マダガスカル）において、水産庁が仲立ちとして、民間漁業協議が開催された。本協議により、協定案の検討を開始することが合意された。引き続き、交渉締結に向けて、協議を行っていく予定。

3 多国間交渉

(1) 国際捕鯨委員会（IWC）

第56回国際捕鯨委員会（IWC）年次総会が、2004年7月19日から7月22日までソレント（イタリア）において開催された。

主要論点についての概要は以下のとおり。

ア 議長・副議長の選出

暫定議長にシュミッテン（米）、暫定副議長に森本（日）が選出された。日本が選出されたのはモラトリーム採択後初めて。空席の正規の副議長の選挙では、森本が1票差で残念ながら敗れ、南アが選出された。（25対26、棄権2票）

イ 鯨類捕獲調査

南極海、北西太平洋の鯨類捕獲調査結果のプレゼンテーションを行い、評価を得た。北西太平洋の調査については、新調査計画（沿岸ミンク鯨120頭（現行50頭）、イワシ鯨100頭（現行50頭）を説明した。南極海の調査については、明年の年次会合に次期調査計画を提出すること及び明年1~2月に日本で現行調査の結果レビューの会合を開催することを表明した。豪NZ米等による調査反対決議は初めて自発的に撤回された。

ウ 沿岸地域捕鯨

沿岸小型捕鯨枠については、日本の捕鯨の長い伝統と商業捕鯨モラトリームによる沿岸地域の疲弊につき説明するとともに、RMS実証試験として要求し、24票の最大得票を得たが否決された。しかし沿岸地域の窮状の救済に積極的に努めることを確認する決議が日米のイニシアチブでコンセンサスで採択された。

エ サンクチュアリ

豪・NZ 提案の南太平洋サンクチュアリー及び、ブラジル・アルゼンチン提案の南大西洋サンクチュアリーは否決された。設立後10年の見直しに当たった南太平洋サンクチュアリーは、外部科学者より、科学的目的が不明確である等の指摘を受けた。我が国は南太平洋サンクチュアリーの撤廃と約3,000頭の捕獲枠を要求したが否決された。

オ 保護委員会

保護委員会については、日本を含む20カ国近くが欠席し開催された。内容については特段の進展はなく次年に持ち越された。

カ RMS

RMSについて、デンマークの議長案を下に2005年までに現実的な解決に努めようとする国（中道欧洲国、日、カリブ諸国等）と議長案に縛られず、また、期限を区切らずに検討しようとする豪・NZ・英などの反捕鯨国が対立したが、議論の幅を広げ、可能であれば次回会合で完成を目指す作業方針に合意した。

キ 先住民生存捕鯨

ホッキョク鯨については、複数系群である可能性が指摘され、2007年にレビューが行われる。

ク その他

2006年の開催地は、セントキツ・ネービスに決定（27対25（仮）、棄権1）

（2） 北太平洋溯河性魚類委員会（NPAFC）

北太平洋におけるサケ・マス資源の保存を目的とした同公海海域におけるサケ・マス漁業の禁止を主たる内容とした「北太平洋における溯河性魚類の系群の保存のための条約」は、1993年（平成5年）2月16日に発効したが、本条約に基づき「北太平洋溯河性魚類委員会（NPAFC）」の年次会議が93年以降毎年開催され、締約国間の取締り協力、サケ・マス資源に関する科学的知見等について協議が行われている。

2004年については、第12回年次会議が日本の札幌において10月24日から10月29日に開催され、条約加盟国である日本、米国、カナダ、ロシア、韓国（2003年加盟）の5か国その他、オブザーバーとしてPICES（北太平洋海洋科学機関）が出席した。

主な討議内容としては、2004年において協調した取締活動の結果、条約加盟国漁船による違法操業はなかった旨の報告があり、各国の取締活動に関する情報交換の促進等のため、違反船情報等のデータベースシステムの試験的開発について、各国の合意をみた。また、取締に関する協力関係の更なる推進について、今後検討を継続することとなった。

科学的な議論としては、各国のさけ・ます資源に関する調査研究の結果及び計画について報告されたほか、BASIS（ベーリング海・アリューシャン列島さけ類国際調査）の2005年計画の策定、調整等について具体的な議論が展開された。

次回の第13回会議は、2005年の10月下旬に韓国（済州島）において開催されることが決定された。

（3） 北西大西洋漁業機関（NAFO）

2004年9月にダートマス（カナダ）において、第26回年次会合が開催された。

魚種別保存管理措置については、NAFO条約区域の区分における30区（グランドバンク南西部）のアカウオのTACが2万tに設定され、各国配分枠（日本の漁獲枠150t）が合意された。昨年の年次会合において採択されたカラスガレイの資源回復のための15年計画について、同計画の確実な実施についての関係国からの報告がなされ、その継続が確認された。また、共同取締監視計画やオブザーバー制度等、加盟国による保存管理措置遵守のための実施計画改正及び非加盟国との保存管理措置遵守を促進するための実施計画について議論されたが、結論が出ず、議論を継続することとなった。

（4） 全米熱帯まぐろ類委員会（IATTC）

2004年6月10日から18日、リマ（ペルー）において、第72回年次会合が開催された。

まき網漁業の規制については、2004年8月1日から9月11日まで、あるいは同年11月20日から12月12月31日までのいずれかの期間を船籍国が選択し、その間東部太平洋全域を禁漁とすることが採択された。

延縄漁業の規制については、2005年及び2006年のメバチ漁獲量を、日本3万4,076t、韓国1万2,576t、台湾7,953t、中国2,639tに抑えることとなった。

また、IUU漁業対策として、ネガティリスト決議及び漁船認証情報の通報システムに関する決議が採択された。

（5） 大西洋まぐろ類保存国際委員会（ICCAT）

2004年11月にニューオーリンズ（米国）において、第14回大西洋まぐろ類保存国際委員会特別会合が開催された。

ア 細種別の資源管理措置

（ア） メバチマグロについて、2005年から2008年の複数年のTACが設定され、漁獲能力制限として、中国、台湾、フィリピン（以上、はえ縄）及びパナマ（まき網）の24m以上の大型漁船隻数が制限され、その他の国は従来の措置（91年及び92年の平均隻数に制限）を維持することとなった。また、ギニア湾でのFADs（集魚装置）操業が11月から1

ヶ月間規制されていたが、小型魚の漁獲をさらに削減するため、この措置に替えてギニア湾でのまき網及び釣りの11月全面禁止が導入された。

- (イ) クロマグロについて、小型魚の多獲を削減するため、地中海の10kg以下の小型魚の漁獲及び陸揚げを禁止するサイズ制限勧告が採択された。
- (ウ) サメについて、完全利用（魚体とヒレ）を求めるサメ保存勧告が採択された。

イ 遵守問題

台湾の漁獲物（メバチマグロ）の漁船名付替え問題等の行為及び中国のメバチマグロ漁獲枠の超過に係る遵守問題について、我が国から問題提起を行った。

台湾については、ICCAT 指定の効果を減殺したとして、貿易規制に関する決議により特定され、次回の年次会合までに漁業管理に改善が見られない場合は、台湾を貿易制裁の対象とすることとなり、不正分を返済（2005年以降の漁獲枠から差し引く。）することとなった。

中国についても、枠超過分について台湾と同様に返済することとなった。

ウ 貿易規制措置

赤道ギニアからの大西洋メバチ及びクロマグロ、カンボジアからの大西洋メバチ、シエラレオネからの大西洋メバチ、クロマグロ、メカジキの輸入禁止解除が決定され、現在、輸入禁止措置がとられているのは、ボリビア及びグルジアのメバチのみとなつた。

(6) 南極海洋生物資源保存委員会 (CCAMLR)

南極海洋生物資源について利用を含めた保存管理を行っている南極海洋生物資源保存委員会の第23回年次会合が、2004年10月25日から11月5日にかけてオーストリアのホバートにおいて開催された。

主要論点についての概要は以下のとおり。

ア オキアミ・メロ等の保存措置

オキアミについては、従来の漁獲枠（400万t）が維持された。さらに、締約国ではあるが委員会に加盟していないバヌアツのトロール漁船がオキアミ漁業を開始し、来漁期は6万tの漁獲を計画していることが注目された。

メロについては、今回2隻のはえ縄漁船が開発漁業の申請を行っているが、それぞれの漁船が操業を予定している水域の漁獲枠は前回水準で維持されるとともに、我が国が提案していたサウスジョージア諸島東方水域の操業期間の延長も認められた。

また、我が国メロ漁船が操業を希望しているサウ

スジョージア諸島周辺水域については、最終的には昨年の約2/3に相当する3,050tの漁獲枠が設定された。なお、これを不満とする英國と、資源の持続性を考えればこれでも過大であるとする米国、豪州、アルゼンチン等の意見が対立した。

イ IUU 対策

(ア) IUU の漁獲推定量

本年は、IUU 漁業によるメロの漁獲推定量が大幅に減少（昨年の10,070tから2,622t）していることが確認された。

(イ) VMS の事務局集中化

数年来の懸案であったVMS情報の事務局への集中化については、その使用目的を洋上での取締りとCDS（漁獲証明制度）の確認に限った上で、条約水域内について義務化することで最終的な合意が得られた。

(ウ) CDS の電子化

CDSの早期電子化が決議された。

(エ) ブラックリスト

昨年は8隻の漁船がIUU漁船リストに掲載された。さらに本年は、締約国船2隻及び非締約国船12隻（うち7隻については、別の名前等で昨年のリストにも掲載されていたもの）が掲載された。この結果、現時点で合計15隻の漁船がIUU漁船リストに掲載されることとなった。

ウ 海洋保護区設定

南極条約環境議定書においては、海洋部分を含む南極特別保護地域（ASPA）の設定にあたっては、事前にCCAMLRの意見を聞くこととされている。また、CCAMLR自身も、海洋生態系のモニタリングのために独自の保護区域を設定している。さらに、国連等における海山でのトロール漁業の禁止問題等もあり、海洋保護区（MPA）について、CCAMLR科学委員会が将来ワークショップを開催することとなり、その準備を進めることとなった。

なお、本年は、リビングストン島周辺、及びディセプション島周辺の海洋域を含む二つのASPsが承認されたが、遅れて提出されたイタリアの提案（エドモンソン島周辺）については、審議は来年に先送りされた。

エ 混獲問題

CCAMLR条約水域内では海鳥の混獲はほとんどなくなっているが、周辺海域では、引き続き、条約水域内に産卵場を持つ海鳥の混獲が相当量あると推定されている。また、今次CCAMLR会合直後にはホバートでアホウドリ保護条約の第1回会合が予定

されている。このため、周辺関係漁業管理機関に対し、海鳥混獲回避の取組やデータ交換を含むCCAMLRとの協力を進めることを求める書簡を発出すこととなった。

さらに、オキアミ漁船によるミナミオットセイ混獲問題については、日本の業界が開発した混獲防止装置が評価された。

(7) みなみまぐろ保存委員会 (CCSBT)

2004年10月に開催されたCCSBT第11回年次会合は、台湾がCCSBT拡大委員会（台湾を他のメンバーと対等な立場で正式に議論に参加させる枠組）に正式参加して以来3回目の年次会合となった。

IUU対策として、全長24m以上の大型漁船に限定されていたポジティブリストの対象を、すべての漁船に拡大する改正決議が採択された。

また、前年に引き続き、2005年漁期のTAC及び国別配分がコンセンサスにより合意された。

(8) 中部及び西部太平洋における高度回遊性魚種資源の保存管理に関する条約 (WCPFC)

我が国周辺水域を含む中西部太平洋水域は、かつお・まぐろ漁業にとって重要漁場（我が国漁獲量約53万t弱）である一方、当該水域において、これまで適切な資源管理機関が存在していなかったことから、そのような機関を設立すべきとの考え方の下、第1回MHLC（ハイレベル多国間会合：1994年12月）より当該会議に参加してきた。

しかしながら、これまでのMHLCにおいて、我が国等少数の遠洋漁業国の意向を反映しようとせず、不透明な中で交渉が進められた。このようなことから、第7回MHLC（2000年6月）において、中西部太平洋におけるかつお・まぐろ類資源の保存・管理のための条約（通称：WCPFC）が採択されたが、我が国は、関係国が排除される等条約作成交渉プロセスに問題があり、条約水域、取締制度、意思決定方式、紛争解決手段等条約自体にも問題があることから、韓国とともに反対した（中国、仏、トンガは棄権）。

その後も我が国の意向を反映させるよう働きかけを続けた結果、2004年6月に同条約が発効した後、同年12月に開催された第1回委員会において、我が国の懸念事項であった北委員会に関する手続き規則が、正式に採択されたため、我が国は批准に向けた手続きを開始した。

(9) ベーリング公海漁業問題

「中央ベーリング海におけるすけとうだら資源の保存及び管理に関する条約」（ベーリング公海漁業条約）に基づく第9回年次会議が9月7日から10日までの

間、日本の釧路市において開催された。年次会議には加盟6カ国の中日本、韓国、ロシア、米国、ポーランドが出席し、中国が欠席した。なお、年次会議の期間中、9月7日から8日の間、科学技術委員会が開催された。

（協議の概要）

科学技術委員会

2003/2004年は条約水域の資源量推定の基礎となる特定水域（ボゴスロフ水域）における調査が行われなかったことから、2005年の条約水域の生物学的漁獲可能量（ABC）は、2002/2003年の調査結果に基づき推定を行い、1,026～3,349トンとされた。

年次会議

科学技術委員会の報告を受けた年次会議では、我が国は、たとえ資源量が少なくても科学的に根拠があれば漁獲可能水準（AHL）を設定すべきであり、協定第7条第1項に従い科学技術委員会において推計したABCを基にAHLを設定するよう提案し、漁業国（韓国、ポーランド）が支持を表明した。一方、沿岸国である米国及びロシアは、協定第7条第2項に従い資源が非常に低い状況においては167万トンを超えないければAHLをゼロとするべきと主張したため、AHLの設定については、コンセンサスは得られなかった。

その結果、今年は昨年の資源量（33万トンレベル）を大きく超えるような資源の増加は見込めないことから、AHLは「ゼロ」とする以外なく、「ゼロ」とされた。しかし我が国は、現在の資源量であっても、科学的にAHLの設定は可能であり、資源量が非常に低い場合でもAHLの設定は可能である旨を強く主張した。米国は、ABCからAHLを設定するためには科学的検討を行う必要があるとし、近い将来AHLの設定を行うことを前提に来年シアトルでワークショップを開催することを提案、各国がこれを支持した。

次回年次会議については、2005年9月上旬、韓国において開催されることとなった。

(10) ストラドリング・ストック (SS) 及び高度回遊性魚種 (HMS) に関する国連協定

1992年6月リオ・デ・ジャネイロで開催された「国連環境開発会議（UNCED）」においてストラドリング・ストック及び高度回遊性魚種資源の保存・管理についての沿岸国の優先的権利の主張がなされた。それに対し、我が国、EC、米国等「国連海洋法条約」の規定を逸脱しているとの反論により、結局、国連主催の政府間協議で検討されることとなり、ニューヨークの国連本部において1993年4月に第1回会合が開催され、1995年8月、第6回会合でコンセンサスにより協

定が採択された。

本協定の目的は、国連海洋法条約を効果的に実施し、ストラドリング魚類資源及び高度回遊性魚類資源の保存と合理的利用を確保することである。保存管理措置については、EEZ 内外での一貫性の確保、地域漁業機関への協力義務、地域漁業機関が定めた措置への当該機関非加盟国の遵守義務等が規定されており、取締りについては、転載の規制、旗国以外の検査官により乗船・検査制度の導入等が規定されている。本協定は、30ヶ国が批准したことから、2001年12月11日に発行した。

なお、我が国は1996年11月に署名を行ったが、種々の問題を有する WCPFC の採択など、その後の状況変化を踏まえ、本協定を締結していない。

(11) インド洋まぐろ類委員会 (IOTC)

2005年1月に、セイシェルのマヘ島で開催される予定であった第9回年次会合は、スマトラ沖大地震及びインド洋大津波の影響で、同年5月に延期となった。

(12) 南東大西洋漁業機関 (SEAFO) 条約

1989年に東大西洋生物資源保存条約 (ICSEAF) が失効した後、アンゴラから南アフリカにかけての南西アフリカ沖合における底魚管理機関が存在しない状況にあったことから、1997年12月、ナミビア及び南アフリカにより SEAFO の設立が提案された。全8回の設立準備会合の結果、2001年4月に条約の採択・署名式会合が行われた。本条約は、1か国以上の沿岸国を含んだ3か国(ナミビア、EC、ノルウェイ)の批准の60日後に発効することとされており、2003年4月13日に発効した。2004年3月現在の批准国は、ナミビア、EC及びノルウェイとなっている。2004年4月9日から13日、ナミビアにおいて第1回締約国会議が開かれた(我が国からは出席せず)。

我が国は、第1回設立準備会合から出席しており、当該条約は全体として受け入れ可能な内容となっているものの、漁獲実績及び将来の入漁の可能性などを考慮し条約への加盟について検討を要することから、第8回会合での署名は行わなかった(本条約に参加する場合には、署名手続きを経ずとも批准が可能)。

第12節 漁 船 対 策

1 漁船の勢力と建造状況

我が国の漁船勢力の実態を把握するため、毎年12月31日現在の漁船統計表を作成している。この統計は各都道府県における漁船の登録隻数と、漁船登録を必要としない総^ト数1t未満の無動力漁船数を集計したもの

ので、15年末については、表15のとおりである。

また、漁船法(昭和25年法律第178号)第4条1の規定に基づく16年度の農林水産大臣の漁船建造許可件数は表16のとおりである。

2 漁船の依頼検査と性能改善

漁船法第25条の規定に基づく漁船の依頼検査の16年度実績は、総合検査8件、船体検査8件、機関関係検査12件の合計28件、検査手数料収入総額は482万円であった。

3 漁 船 の 輸 出

漁船の外国への譲渡(輸出)又は貸渡しについては、経済産業大臣が輸出貿易管理令に基づいて承認することとなっている。この際に、国際的な漁業秩序を乱し、あるいは国際的に合意された資源保護措置の効果を減殺するおそれがないか、水産庁に事前協議することとしている。16年度における貸渡しは5カ国26隻、輸出については14カ国25隻であった。

4 漁船安全等技術開発事業

漁業生産は昭和50年代以降大幅な減少傾向に転じ、漁業経営の悪化、漁業就業者の減少・高齢化が漁業地域の活力低下を招いている状況にある。このため、沿岸及び沖合漁業では一人乗り操業や高齢者による操業が多くなり、転覆・衝突事故の他、漁ろう中の不注意・作業ミス等から海中転落事故が多発している。これら漁船による死亡事故は、漁業の活性化を阻害するだけでなく、漁業が危険であるというイメージを定着させ、他産業からの新規参入を妨げており、この克服が漁業の健全な発展のための課題となっている。

したがって、漁船の安全を確保するための資料収集、解析及びシステムの構築等により適切な漁船対策を行い、後継者や新規参入者を安定的に確保して漁業の活性化に資する。

(1) 漁船安全対策等事業

IMO(国際海事機関)等の国際取決め及び国内規制・基準が我が国の漁業環境実態に比して過重なものとならないよう、気象・海象・船型等のデータの収集・解析等を行うとともに、漁船に関する乾舷及びリサイクルについての調査検討を行った。また、国際協定に基づき提出することとされている漁船に関するデータを、効率的に収集・整備できる管理システムの開発を行った。

(2) 小型漁船救急支援システム開発

人命の安全を確保するため、操業中の事故や海中転

表15 平成15年漁船統計表

漁業種類 Type of Fishery	船型 Size	船 質	総計		動力漁船		無動力漁船		
			隻数 NO.	総トン数 G. T.	隻数 NO.	総トン数 G. T.	隻数 NO.	総トン数 G. T.	
			S	4,356	538,118.99	4,356	538,118.99	0	0.00
総計			W	19,079	30,489.35	16,106	28,302.98	2,973	2,186.37
			F	313,933	791,163.91	308,559	784,847.65	5,374	6,316.26
			T	337,368	1,359,772.25	329,021	1,351,269.62	8,347	8,502.63
			S	26	51.13	26	51.13	0	0.00
淡水漁業			W	3,518	1,795.18	1,770	964.56	1,748	830.62
			F	8,414	8,709.80	7,215	8,133.63	1,199	576.17
			T	11,958	10,556.11	9,011	9,149.32	2,947	1,406.79
			S	4,330	538,067.86	4,330	538,067.86	0	0.00
合計(海水漁業)			W	15,561	28,694.17	14,336	27,338.42	1,225	1,355.75
			F	305,519	782,454.11	301,344	776,714.02	4,175	5,740.09
			T	325,410	1,349,216.14	320,010	1,342,120.30	5,400	7,095.84
			S	6	11.40	6	11.40	0	0.00
内水面			W	205	63.32	53	24.82	152	38.50
			F	610	499.88	509	476.58	101	23.30
			T	821	574.60	568	512.80	253	61.80
			S	237	3,627.54	237	3,627.54	0	0.00
採介藻			W	4,020	3,301.63	3,380	2,979.37	640	322.26
			F	88,473	123,652.86	85,378	121,539.87	3,095	2,112.99
			T	92,730	130,582.03	88,995	128,146.78	3,735	2,435.25
			S	387	4,991.54	387	4,991.54	0	0.00
定置			W	398	1,315.34	275	872.69	123	442.65
			F	10,700	45,225.96	10,150	42,228.48	550	2,997.48
			T	11,485	51,532.84	10,812	48,092.71	673	3,440.13
			S	383	33,490.71	383	33,490.71	0	0.00
一本つり			W	5,812	10,073.85	5,778	10,042.70	34	31.15
			F	98,549	218,956.91	98,459	218,884.78	90	72.13
			T	104,744	262,521.47	104,620	262,418.19	124	103.28
			S	126	6,316.57	126	6,316.57	0	0.00
はえなわ			W	339	1,082.46	336	1,077.48	3	4.98
			F	8,026	29,469.87	8,018	29,458.00	8	11.87
			T	8,491	36,868.90	8,480	36,852.05	11	16.85
			S	508	21,603.57	508	21,603.57	0	0.00
刺網			W	1,538	2,037.73	1,516	2,009.10	22	28.63
			F	48,669	106,112.54	48,592	106,026.25	77	86.29
			T	50,715	129,753.84	50,616	129,638.92	99	114.92
			S	147	23,026.95	147	23,026.95	0	0.00
まき網(網船)			W	77	443.91	62	370.50	15	73.41
			F	1,128	10,761.78	1,116	10,687.10	12	74.68
			T	1,352	34,232.64	1,325	34,084.55	27	148.09
			S	511	51,485.50	511	51,485.50	0	0.00
まき網附属船			W	45	335.90	38	333.10	7	2.80
			F	1,745	18,811.47	1,742	18,809.49	3	1.98
			T	2,301	70,632.87	2,291	70,628.09	10	4.78
			S	59	3,838.42	59	3,838.42	0	0.00
敷網			W	93	291.80	87	277.14	6	14.66
			F	1,718	11,825.43	1,717	11,823.64	1	1.79
			T	1,870	15,955.65	1,863	15,939.20	7	16.45
			S	466	27,542.42	466	27,542.42	0	0.00
底びき網			W	1,272	5,588.13	1,272	5,588.13	0	0.00
			F	14,055	72,250.86	14,055	72,250.86	0	0.00
			T	15,793	105,381.41	15,793	105,381.41	0	0.00
			S	39	4,733.53	39	4,733.53	0	0.00
以西底びき網			W	0	0.00	0	0.00	0	0.00
			F	0	0.00	0	0.00	0	0.00
			T	39	4,733.53	39	4,733.53	0	0.00
			S	16	14,685.20	16	14,685.20	0	0.00
遠洋底びき網			W	0	0.00	0	0.00	0	0.00
			F	0	0.00	0	0.00	0	0.00
			T	16	14,685.20	16	14,685.20	0	0.00
			S	283	2,876.72	283	2,876.72	0	0.00
ひき網			W	484	1,516.80	380	1,312.35	104	204.45
			F	7,002	38,892.76	6,913	38,798.98	89	93.78
			T	7,769	43,286.28	7,576	42,988.05	193	298.23
			S	636	219,575.73	636	219,575.73	0	0.00
かつお・まぐろ			W	5	122.06	5	122.06	0	0.00
			F	715	24,208.64	715	24,208.64	0	0.00
			T	1,356	243,906.43	1,356	243,906.43	0	0.00
			S	8	250.65	8	250.65	0	0.00
捕鯨			W	0	0.00	0	0.00	0	0.00
			F	4	36.39	4	36.39	0	0.00
			T	12	287.04	12	287.04	0	0.00
			S	290	84,405.97	290	84,405.97	0	0.00
官公庁船			W	14	78.55	14	78.55	0	0.00
			F	893	3,794.60	892	3,793.44	1	1.16
			T	1,197	88,279.12	1,196	88,277.96	1	1.16
			S	123	23,201.47	123	23,201.47	0	0.00
運搬船			W	57	401.84	48	398.49	9	3.35
			F	1,846	14,778.51	1,836	14,692.03	10	86.48
			T	2,026	38,381.82	2,007	38,291.99	19	89.83
			S	0	0.00	0	0.00	0	0.00
冷凍運搬船及び母船			W	0	0.00	0	0.00	0	0.00
			F	0	0.00	0	0.00	0	0.00
			T	0	0.00	0	0.00	0	0.00
			S	105	12,403.97	105	12,403.97	0	0.00
雑漁業			W	1,202	2,040.85	1,092	1,851.94	110	188.91
			F	21,386	63,175.65	21,248	62,999.49	138	176.16
			T	22,693	77,620.47	22,445	77,255.40	248	365.07

第12章 水産庁

表16 平成16年度漁業種類別・トン数別建造許可隻数

1. 鋼・軽合金船

区分 漁業種類	総数		50トン未満		50トン以上 100トン未満		100トン以上 200トン未満		200トン以上 300トン未満		300トン以上 500トン未満		500トン以上 1,000トン未満		1,000トン以上	
	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数
かつお・まぐろ	3	997					1	119			2	878				
底びき網	2	255			1	95	1	160								
まき網	3	919							1	270	2	649				
官公庁船	10	1,832	1	47	4	231	3	409			1	499	1	646		
計	18	4,003	1	47	5	326	5	688	1	270	5	2,026	1	646	0	0

2. FRP船

区分 漁業種類	総数		50トン未満		50トン以上 100トン未満		100トン以上 200トン未満		200トン以上 300トン未満		300トン以上 500トン未満		500トン以上 1,000トン未満		1,000トン以上	
	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数
かつお・まぐろ	3	57	3	57												
底びき網	4	132	3	57	1	75										
敷網	2	38	2	38												
計	9	227	8	152	1	75	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

注1:漁船法第4条第1項の規定に基づき農林水産大臣の許可を受けた建造隻数である。

注2:木船の建造は無し。

落等の緊急時に、漁船及び転落者から緊急事態を自動的に知らせる無線システムの開発を行った。

第13節 漁港・漁場・漁村の整備及び維持管理

1 漁港の指定

漁港の指定については、26年以來漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第6条の規定により行っている。その内容は表17のとおりである。

表17 指定漁港数

漁港種類	16年度 指定	16年度 取消し	15年度 まで	16年度 末現在
第1種漁港	—	3	2,217	2,214
第2種漁港	—	—	495	495
第3種漁港	—	—	114	114
第4種漁港	—	—	101	101
計	0	3	2,927	2,924

(注) 第3種漁港には特定第3種漁港(八戸ほか12港)が含まれている。

2 漁港の管理

16年度において、漁港漁場整備法第25条第3項の規定により漁港所在地の地方公共団体を漁港管理者に決定した漁港は45漁港であり、16年度末の漁港数は表18のとおりである。

表18 漁港管理者別漁港数

漁港種類	15年度 まで	16年度末 総 数	都道府 県管理	市町村 管 理
第1種漁港	2,217	2,214	366	1,848
第2種漁港	495	495	308	187
第3種漁港	114	114	108	6
第4種漁港	101	101	101	—
計	2,927	2,924	883	2,041

3 漁港・漁場・漁村の整備

(1) 漁港漁場整備長期計画

漁港漁場整備長期計画は、漁港漁場整備法に基づき、水産業の抜本的な構造改革を推進し、漁場・漁港・漁村の整備を総合的かつ計画的に実施するため、施策の目的や成果に重点を置いて策定している。平成14年度から平成18年度の5年間に次の基本課題について重点的かつ総合的に取り組む。

ア 水産資源の持続的利用と良質な水産物を安全で効率的に供給する体制の整備

イ 水産動植物の生育環境となる漁場等の積極的な保全・創造

ウ 水産業の振興を核とし良好な生活環境の形成を目指した漁村の総合的な振興

以上の取組を総合的かつ効率的に実施することにより、概ね10年後を目途に、

(ア) 50年代初頭(200海里導入時)の漁場環境や沿岸漁業の生産の水準を念頭に、漁港漁場整備事業を通じて、沿岸域の漁場環境の回復と漁業生産量の増産を図るとともに、生産流通の機能の高度化を図る。

(イ) 漁業集落排水処理を行うこととしている漁村の処理人口比率を小都市並(概ね6割)にすることを目指し、漁港・漁場の水域環境と漁村の生活環境・労働環境の改善を図る。

計画期間における事業量は、整備する対象を重点化し、次のとおりとする。

a 水産動植物の増殖及び養殖を推進するべき拠点のうち概ね750地区、また、生産流通の効率化及び品質・衛生管理の強化を図るべき拠点のうち概ね350地区を整備。

b 概ね5千haの藻場・干潟の造成に相当する水産動植物の生育環境を新たに保全・創造。

c 漁村の活性化のための整備を概ね430地区において実施。

(2) 直轄特定漁港漁場整備事業

この事業は、漁港漁場整備法に規定する漁港漁場整備方針に適合した特定漁港漁場整備事業計画に基づき、国が漁港施設のうち基本施設、輸送施設又は漁港施設用地(公共施設用地に限る。)の整備を行う事業であって、計画事業費が一事業につき20億円を超えるもの等一定の要件を満たすものである。16年度においては、171億3,923万円をもって33地区について事業が実施された。

(3) 地域水産物供給基盤整備事業

この事業は、水産資源の増大と持続的利用に資する共同漁業権の区域内等地先の漁場と、当該漁場に密接に関連する第1種漁港等で沿岸漁業及び増養殖の振興に資する漁港を一体的に整備する事業であって、計画事業費が一事業につき3億円を超えるもの等一定の要件を満たすものである。16年度においては、事業費978億9,100万円(国費596億6,900万円)をもって500地区について事業が実施された。

(4) 広域漁港整備事業

この事業は、第3種漁港、第4種漁港等の整備及びそれらの漁港を本拠地とする漁船が利用する共同漁業

権の区域内等地先の漁場施設について一体的に整備する事業であって、1漁港あたりの計画事業費が3億円を超えるもの等一定の要件を満たすものである。16年度においては、事業費874億7,800万円（国費531億9,100万円）をもって288地区について事業が実施された。

(5) 広域漁場整備事業

この事業は、共同漁業権の区域外において、利用が広範囲にわたる規模の大きな漁場や共同漁業権の設定されている区域外と機能上密接に関連する漁場を整備する事業であって、計画事業費が一事業につき3億円を超えるもの等一定の要件を満たすものである。16年度においては、事業費233億7,400万円（国費118億2,300万円）をもって94地区について事業が実施された。

(6) 漁港漁場機能高度化事業

この事業は、漁港・漁場施設を総合的に維持、補修若しくは改良することにより、漁港・漁場施設の利用を増進させるとともに、水産資源の生息環境の保全、品質・衛生管理強化、高齢者等への配慮、新技術を応用した施設の導入等による既存の漁港・漁場施設の機能の高度化、多機能利用を図る事業であって、計画事業費が一事業につき3億円以下のもの等一定の要件を満たすものである。16年度においては、事業費147億5,700万円（国費75億6,600万円）をもって通常分として、69地区、統合補助事業分として32府県について事業が実施された。

(7) 漁場環境保全創造事業

この事業は、公害等の原因により効用の低下している沿岸漁場の生産力の回復や水産資源の生息場の環境改善を図るため、漁場のたい積物除去、しゅんせつ、作れい、耕うん、覆土、水路の掘削、藻場・干潟の造成等を行う事業で、計画事業費が一事業につき5千万円を超えるもの等一定の要件を満たすものである。16年度においては、事業費62億4,200万円（国費31億2,100万円）をもって56地区について事業が実施された。

(8) 漁港水域環境保全対策事業

この事業は、漁港区域内の水質の保全等水域の環境保全のため汚泥その他公害の原因となるたい積物等の除去、水質浄化施設の整備等を行う事業で、計画事業費が一事業につき3千万円を超えるもの等一定の要件を満たすものである。16年度においては、事業費5億9,000万円（国費2億9,500万円）をもって5地区について事業が実施された。

(9) 農林漁業用揮発油税財源身替漁港関連道整備事業

農林漁業用揮発油税に関する税制上の代替措置の一環として、漁獲物の流通及び漁業用資材の輸送の合理化によって漁港機能の充実と漁業生産の近代化を図

り、併せて漁村環境の改善を図るため、40年度から漁港管理者たる地方公共団体又はその他の地方公共団体に助成して実施されているものであり、16年度においては、事業費21億2,000万円（国費10億7,100万円）をもって16地区について事業が実施された。

(10) 作業船整備

北海道の直轄工事において使用する国有作業船の建造、修理、改造及び北海道の漁港の機能増進のために必要な機械設備の開発試験を行った。16年度の経費は2,000万円であった。

(11) 漁港環境整備事業

漁港の環境向上に必要な施設を整備し、漁港の景観の保持、美化を図り、快適にして潤いのある漁港環境を形成し、併せて作業の効率、安全性の向上等に資する事業である。16年度においては、事業費47億1,600万円（国費23億5,800万円）をもって通常分として38地区、統合補助事業分として13道県について事業が実施された。

(12) 漁業集落環境整備事業

漁港の背後の漁業集落等における生活環境の改善を図ることにより、水産業の振興を核とした漁村の健全な発展に資する事業である。16年度においては、事業費251億5,600万円（国費125億9,300万円）をもって150地区について事業が実施された。

(13) 漁村づくり総合整備事業

離島・辺地等の条件不利地域に立地する漁村地域において、活力ある漁村を形成するため、漁港施設の整備と漁業集落環境整備施設の整備及び漁港環境施設の整備を当該漁村の実情に合わせ、また、地域住民等の意見等を踏まえて一体的、総合的に実施し、もって、漁業及び漁村の健全な発展に資するものである。

16年度においては、事業費37億2,900万円（国費20億6,400万円）をもって12県について事業が実施された。

(14) 漁港利用調整事業

漁船と遊漁船等との漁港利用上のトラブルを防止するため、遊漁船等を分離収容する施設を整備することにより、漁業と海洋性レクリエーションの共存を図るとともに、漁港利用の秩序を保持し漁業生産活動の円滑化に資するものであり、16年度においては、事業費15億8,100万円（国費7億9,700万円）をもって11地区について事業が実施された。

(15) 水産基盤整備調査事業

水産基盤整備事業の効果的・効率的実施に関し、開発手法等の確立がされていない技術的課題のうち全国的なものについて調査・解明し、新技術の開発を計るほか、漁港機能の増進、漁場の整備及び開発並びに漁

港背後の漁業集落における生活環境改善のために必要な調査を実施することにより、水産基盤整備事業の計画的・効率的かつ円滑な実施に資することを目的とする。

水産基盤整備調査費

91調査 事業費 4億9,116万円（定額）

水産基盤整備調査費補助

16カ所 事業費 2億1,400万円（国費1億700万円）

(16) 後進地域開発促進法適用団体等補助率差額

後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律第2条の適用団体（県）が行った特定漁港漁場整備事業、指定漁港漁場整備事業（5,000万円以上のものに限る。）、海岸保全施設整備事業及び漁港関連道整備事業（過疎地域及び山村地域の基幹道路を含む。附帯事業を除く。）に係る補助金等について、特例法の定める引上率（最高1.25まで）により16年度において当該適用団体に補助率差額83億6,077万円を交付した。

(17) 漁港高度利用促進対策事業

漁港高度利用促進対策事業は、高度な漁港の利用等による漁業の振興に資するため、就労・衛生環境の改善、漁業活動とのトラブル防止、地域資源や高度情報の利活用等を推進する施設等の整備を行う事業であり、16年度においては、国費15億4,099万円をもって22都道県において事業が実施された。

(18) 新漁村コミュニティ基盤整備事業

新漁村コミュニティ基盤整備事業は、都市と漁村が共生・対流する活力ある社会を実現するため、「人・もの・情報」が循環する共通社会基盤を備えた新たなむらづくりを推進するために、市町村のイニシアティブの下、地域全体の振興計画に基づき、新漁村コミュニティ基盤整備事業を核として、地域の戦略的な取組の支援等のソフト施策と水産基盤整備事業等のハード整備を一体的に展開し、住民参加型の新しい漁村コミュニティづくりを推進する事業であり、16年度においては、国費20億4,177万円をもって19道県において事業が実施された。

(19) 漁港漁村活性化支援事業

地域住民等の理解と参画を得て、都市と漁村の共生・対流を図るため、交流拠点施設の整備等と連携し、漁村における受入体制の構築、美しい日本の漁村づくり及び漁業と海洋性レクリーションの共存しうる海面利用関係の構築を図るための取組について、都道府県及び市町村等に対し助成した。

(20) 都市漁村交流促進事業

都市漁村交流の促進を図るため、交流促進方策の検

討、交流情報の調査及び普及啓発活動等を行った。

第14節 水産経営構造改善事業

1 漁業経営構造改善事業

(1) 事業の趣旨

水産基本法の基本理念を踏まえ、効率的かつ安定的な漁業経営を育成し、水産物の安定的な供給を図るため、①我が国周辺水域における資源管理の強化、②漁業経営の改善と担い手の育成、③流通・加工・消費対策、④漁業地域の振興の4つの課題に即して沿岸漁業を中心とした漁業において持続的な生産体制を構築するのに必要な漁業生産基盤としての共同利用施設等の整備を推進する。

(2) 事業の構成

本事業は次の4つの事業からなっている。

ア 持続的漁業生産環境整備事業

漁業資源の維持・増大、漁場環境の保全及び漁業の近代化を推進するための施設整備

イ 漁業経営・担い手対策事業

意欲と能力のある経営体の育成や合併による漁協の経営基盤強化、女性や高齢従事者の活躍する場の創設を推進するための施設整備

ウ 水產物流通高度化事業

产地機能の強化と品質の高い水産物の供給を推進するための施設整備

エ 漁業地域活性化事業

地域資源の活用による都市住民等にも開かれた地域社会づくりを推進するための施設整備

(3) 事業の実施対象地域及び全体計画

本事業は、沿岸の海域環境及び漁業形態等においてまとまりのある全国80地域を対象として、都道府県が11年度に構造改善計画を樹立し、12年度から5年間実施する。

(4) 事業の実施

構造改善計画に基づく事業の実施に当たっては、毎年度定める漁業経営構造改善事業実施計画により実施する。

(5) 事業実施主体

事業は、都道府県、市町村、地方公共団体の一部事務組合、漁連、漁協、漁業生産組合、地方公共団体等が構成する法人としての公社等が実施する。

(6) 16年度事業実施状況

事業名	件数	国庫補助金 (千円)
-----	----	---------------

漁業経営構造改善事業 153 3,266,583

2 沖縄県水産業拠点強化構造改善特別対策事業

(1) 事業の趣旨

沖縄県水産業の特殊事情にかんがみ、本土との格差是正に配慮しつつ、漁業生産の条件である漁業・増養殖場等の生産基盤施設、水産業近代化施設の設備、漁村における環境条件の改善に必要な施設の整備、漁業者の組織的な活動の促進等沖縄県水産業の構造改善に必要な事業を総合的、かつ、有機的に実施しようとするものである。

(2) 事業の実施対象地域及び全体計画

本事業は、沖縄県下一円を対象として、沖縄県が10年度に新沖縄水産業構造改善計画を樹立し、11年度から7年間実施する。

(3) 事業の実施

沖縄県水産業拠点強化構造改善計画に基づく事業の実施に当たっては、毎年度定める沖縄県水産業拠点強化構造改善計画に基づいて実施する。

(4) 事業実施主体

沖縄県、市町村、地方公共団体の一部事務組合、水産業協同組合、公社、漁業を営む者の組織する団体が実施する。

(5) 16年度事業実施状況

事業名	件数	国庫補助金 (千円)
沖縄県水産業拠点強化		
構造改善特別対策事業	3	253,586

3 高度衛生管理型水産物供給施設モデル整備事業

(1) 事業の趣旨

近年、食品の衛生管理に関しては、O-157による食中毒事件やBSE問題により、食品の安全性に対する消費者の強い不信感から、より高度な衛生管理による安全な食品の供給が求められている。特に、水産物は生食に供されることや腐敗が早いという特性を有しているにもかかわらず、漁船上、浜への陸揚、荷さばき、搬出等の各段階において食品衛生管理の徹底が不十分な状況にある。

このため、消費者の食品に対する安全性への関心の高まりに対応する観点から、漁業者自らが意識を持って衛生管理に取り組む地区をモデル地区として、公共事業と一体的な計画の下、衛生管理に対する漁業生産、水産物供給体制を構築するため、漁業生産活動を支援する高度衛生管理型の施設を整備し、品質・衛生面に

おいて差別化された水産物を普及することにより、高度衛生管理型の漁業生産関連施設整備の全国展開に資する。

(2) 事業の実施対象地域及び全体計画

本事業は、漁業者自らが意識を持って衛生管理に取り組む地区をモデル地区として、公共事業と一体的な地域水産総合衛生管理対策基本計画を樹立し、15年度から3年間実施する。

(3) 事業の実施

地域水産総合衛生管理対策基本計画に基づく事業の実施に当たっては、毎年度定める高度衛生管理型水産物供給施設モデル整備事業実施計画に基づいて実施する。

(4) 事業実施主体

事業は、都道府県、市町村、地方公共団体の一部事務組合、漁連、漁協、漁業生産組合、地方公共団体等が構成する法人としての公社等が実施する。

(5) 16年度事業実施状況

事業名	件数	国庫補助金 (千円)
高度衛生管理型水産物		
供給施設モデル整備事業	8	1,036,783

第15節 水産関係試験研究

1 水産業新技術開発事業

(1) 漁場環境・水産資源持続的利用型技術開発事業

我が国漁業は、周辺水域の資源状況の悪化、生産量の減少、魚価の低迷等厳しい状況に直面していることから、漁業の基盤である水産資源の増大、維持・回復が重要な課題となっており、資源の回復等に向けた取組の一環として、良好な漁場環境を確保し、資源の持続的な利用を図るための研究・開発が強く求められている。

ア 漁場環境の改善を図るための技術開発

漁場環境の改善や資源の持続的利用を図るための技術開発として海洋深層水の汲上げ・拡散による漁場造成技術、新素材等を利用した藻場や海中林の造成技術、微生物の浄化作用等を利用した底質・水質等環境改善技術のための技術開発を実施した。

イ 遺伝子組換え魚介類に係る評価技術の開発

遺伝子組換え魚介類を効率的に識別する技術や遺伝子組換え魚介類が自然環境に与える影響を明らかにするための技術開発を実施した。

ウ 廃 FRP 漁船高度利用技術開発事業

FRP(ガラス繊維強化プラスチック)は、高強度、

高耐久性かつ軽量であることから、我が国では現在30万隻を越える小型漁船に使用されており、今後耐用年数が過ぎたFRP漁船が大量に発生することが危惧されている。このため、本事業では効果的な廃FRP漁船の処理技術を確立するため、廃FRP漁船を魚礁材、水質浄化材等として優れた特性を有するリサイクル高機能資材に変換する技術開発の実用化試験及び魚礁等への再利用効果試験を実施した。

(2) 水産業振興型技術開発事業

我が国水産業は、周辺水域の資源状況の悪化、生産量の減少、魚価の低迷等厳しい状況に直面している。このような中、競争力のある水産経営を実現するため、今までの水揚量・金額に頼る経営から、収益を重視する経営への転換を図る必要があり、これを支援するための水産技術の革新が強く求められている。このため、従来からの取組の整理・統合により、水産業の競争力強化に資する研究・開発を実施した。

ア 青色発光ダイオード集魚灯によるイカつり漁業革命事業

青色発光ダイオード(LED)を利用した低電力高効率のイカ釣り漁業の集魚灯を開発し、漁獲効率や燃料消費量等のランニングコスト、初期設備投資等の低減効果を明らかにするため、最も効率的な搭載方法や、操作手法、操業形態等について検証するための実証化実験を実施した。

イ 漁船漁業地球温暖化対策導入事業

京都議定書により我が国に課せられた二酸化炭素排出量削減目標を達成するためには、石油エネルギーに依存している漁船漁業についても実効性のある排出削減措置が必要であるが、二酸化炭素排出量を削減しつつ、漁船漁業が産業として継続していくためには、従来の化石燃料由来のエネルギー多消費を前提とした漁労技術を改める等、従来とは異なった漁船漁業体系を早急に構築する必要性に迫られている。

このため、既に他産業で導入が進められている二酸化炭素排出量の削減等に有望な技術成果の漁船漁業への導入に関する調査研究を実施した。

ウ 「ブランド・ニッポン」漁獲物生産システム開発事業

食の安全安心対策の構築の一環として、新鮮でおいしい「ブランド・ニッポン」漁獲物を提供するため、安全・高品質等消費者ニーズの多様化に対応し、食品情報の新たな明示システムと消費を考慮した生産技術からなる我が国独自の高付加価値化、ブランド化された漁獲物の生産・供給体系技術の確立を目

的として、以下のような技術開発を実施した。

- ① まぐろの船上加工・ブランド化システムの開発
- ② 高品質漁獲物情報提供システムの開発
- ③ 魚類の品質連続測定システム技術の開発
- ④ 活魚・鮮魚用トレーサビリティシステム技術の開発

エ 先端技術を活用した有明ノリ養殖業強化対策研究事業

養殖ノリの作柄は、環境への依存が大きく成長や病気の発生には水温や栄養塩濃度が影響し、葉体の褪色には各種栄養塩が影響することが知られている。こうした養殖ノリにあって、平成12年に発生した有明海における養殖ノリの大不作は、有明海関係漁業者に大きな被害を与えるとともに、全国ノリ生産量の約4割を占める有明海の不作は消費者に大きな不安を与えたことから、高品質なノリを安定的に生産するため、ノリの色落ち等に関与する遺伝子の解析を行い、その情報を利用した遺伝育種技術の開発を行った。

オ わかめ養殖業構造調整支援技術等緊急開発調査事業

我が国ワカメ養殖業は、小規模・零細経営が多く、生産プロセスのほとんどを手作業によるなど、非効率的な生産体制となっていることから、生産体制を自動化することにより、競争力の強化等産業の構造調整を図る必要がある。このため、現在、手作業で行われているワカメの刈り取り及び塩蔵ボイルワカメの製造を自動化する機器の開発を実施した。

カ 水産バイオマスの資源化技術開発事業

我が国の漁業生産量は、昭和50年代以降減少傾向にあるものの、我が国周辺水域では、漁獲対象魚種以外に相当量の未利用生物資源が存在しているとの報告がある。漁業活動の対象となっていたいなかったこれらの生物資源の持つ有用成分や機能を活用した食品素材等への幅広い利用に資するための基礎技術開発は、我が国の水産業の多角的な発展を図る上で重要である。このため本事業では、バイオマス資源の有効活用を図るため、アブラソコムツ等の未利用資源やコンブ等海藻類の廃棄物が有する有用成分や機能を活用して食品等への転換を図る技術開発を実施するとともに、水産資源の有効利用と循環型社会の構築を推進するために、水産加工残滓を高鮮度で回収するシステムの開発及び魚類の加工残滓をより高度に飼料等にリサイクルする技術の開発を実施した。

(3) 水産業構造改革加速化技術開発事業

水産業の構造改革の一環として、地域独自あるいは異業種独自の創意と工夫のある技術開発を促進するため、民間企業等に対し提案公募を行う新たな方式の技術開発補助事業を実施するために必要な技術開発課題の募集・選定、各課題の実施の進行管理等の業務を委託して実施した。

また、民間企業等から課題提案を行う新たな方式を取り入れ、地域独自あるいは異業種独自の創意と工夫のある技術開発を実施することにより、技術革新による水産業の構造改革を図ることを目的として、以下のような技術開発課題を採択し実施した。

- ① 北欧漁船等の要素技術を導入した次世代型沖合底びき網漁船の開発
- ② 東海・黄海の大中型まき網漁業における中層トロール技術等を導入した新たな操業システムの開発
- ③ 次世代型遠洋まぐろはえ縄漁船の開発
- ④ 経営改革型近海カツオマグロ漁船の開発
- ⑤ 海外まき網漁業において、省人化・省力化及び漁獲物の高付加価値化を目指した新技術・漁労システムを導入した漁船の開発
- ⑥ 揚網作業等の省力、省人化技術を導入した経営改革型まき網漁船の開発
- ⑦ 未利用資源を利用する新漁業システムモデルと新型漁船（工船）の開発
- ⑧ 無動力式活魚生簀船の実用化開発
- ⑨ さんま棒受網集魚灯光源の技術開発
- ⑩ 冷凍魚の処理機及び魚卵採取機の開発
- ⑪ 水産加工排水バイオガスを用いたコーチェネーションシステムの開発
- ⑫ 大型クラゲの混獲防除機能を持つ底びき網（駆け回し、2そうびき）漁具の技術開発
- ⑬ 水産物流通の出会いを支援するエージェントのシステム化に関する技術開発とその事例評価のための産業関連分析
- ⑭ 定置網漁業における大型クラゲ対策網の開発
- ⑮ イカゴロ・ホタテウロ等の水産加工残滓有効利用技術の実用化開発

（4）水産業持続的生産・流通技術開発事業

まき網漁業は、我が国の代表的漁業であるが、近年、資源の減少、魚価の低迷、漁業労働力の不足等により、漁業経営が極めて厳しい状況にある中、資源管理とTAC制度の本格的な運用という新しい海洋秩序に対応した持続的な漁業管理体制の確立が急務となっていることから、現在のまき網漁具について、資源管理及び魚類の再生産に配慮した漁獲技術の確立を図ること

を目的として、以下のような技術開発を実施した。

- ① 資源保護型低コストまき網漁具の開発
- ② 未利用個体の有効活用技術の開発

（5）衛星広域利用精度向上技術開発事業

人工衛星のリモートセンシング技術を利用して、雲や降雨でも海面の水温や高度を観測できるマイクロ波データ利用の手法を開発するとともに、漁船からの漁獲情報や水温情報等と衛星画像との解析を行い、マイクロ波データを活用した精度の高い漁場形成の予測に関する技術開発を行った。

2 水産業振興事業調査

有明海等環境情報・研究ネットワーク総合推進事業

平成14年に有明海及び八代海を豊かな海として再生することを目的とする「有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律」が制定され、今後、有明海及び八代海において環境に調和した漁業の実施により漁業生産を回復し、有明海及び八代海の再生を図るための措置を講ずることは、国の重要かつ緊急な施策となっている。

このため、有明海及び八代海を対象として、総合的な調査研究体制を構築するための有明海等環境情報・研究ネットワーク構想を策定するとともに、情報の共有化を図るためのデータベースの整備、情報提供ソフトウェアの設計・開発、漁業実態等の補完調査を実施した。

3 国際漁業問題及び漁業資源に関する調査研究

国際的な資源管理体制の確立に積極的に貢献することを目的として、公海、外国排他的経済水域等において漁獲される高度回遊性魚類（かつお・まぐろ類）、溯河性魚類（さけ・ます類）等の国際漁業資源について、科学的知見に基づく適切な保存管理を実施するために必要な資源調査、科学オブザーバーの育成、二国間協定等科学者交流及びサメ・海鳥を始めとする海洋生物の各種保存管理プログラムの作成を独立行政法人水産総合研究センター等に委託して実施した。

4 漁海況予報事業

漁業資源の合理的利用と漁業生産の効率化により漁業経営の安定を図るため、主要浮魚類の長期漁海況予報を作成し公表した。また、（社）漁業情報サービスセンターが我が国周辺海域を中心として漁況海況の実況データを収集、分析、提供を行う事業に対して助成するとともに、都道府県が地先沿岸における漁況海況情報

の収集・分析・提供を行う事業に対し助成した。

5 独立行政法人水産総合研究センター

独立行政法人水産総合研究センターは、中央省庁等改革により、平成13年4月1日に、これまでの水産庁研究所を統合して新たな組織として設立された。

さらに、その後の法人等改革の流れを受けて、認可法人海洋水産資源開発センター及び社団法人日本栽培漁業協会の事業を引き継ぐため、平成15年10月1日をもって組織の改編を行った。

また、試験研究等業務に当たっては
 ア 水産に関する総合的な試験及び研究等を行うこと
 により、水産に関する技術の向上に寄与すること
 イ 海洋水産資源の開発及び利用の合理化のための調査等を行うこと
 を目的として、試験研究等業務を行い、国際協力、成果の普及等に努めた。

また、これらの業務を実施するために16年度は運営費交付金151億9678万円を交付した。

第16節 水産業改良普及対策

担い手確保・育成漁船建造等推進事業

操業性、居住性や建造コストに優れた漁船の導入を支援し、労働環境、漁獲性能の向上を通じて、資質の高い乗組員の育成と新規就業の確保を図るため、漁船のリースを行う日本鰹鮪漁業協同組合連合会に対して、漁船の建造、取得に必要な経費の一部を助成した。

第17節 船 舶

1 水産庁の船舶

水産庁（瀬戸内海漁業調整事務所・九州漁業調整事務所を含む。）の船舶は総数8隻で、行政需要に対応するため、漁業取締、漁業調査、漁業練習に区分されて

いる。大きさも約97tから約2,600tにまで及ぶものもある。船舶の行政目的による区分、船名、所属、航行区域及び船の規模等については、表19のとおりである。

2 業 務

(1) 漁業取締船

漁業取締船は水産本庁所属の東光丸他5隻の計6隻（本庁所属船4隻、瀬戸内海漁業調整事務所所属船1隻、九州漁業調整事務所所属船1隻）である。

漁業取締船は漁業秩序維持の指導及び取締り並びに漁船の保護のため、日本周辺、沖合及び遠洋海域での監視・取締業務に当たっている。

さらに、我が国排他的経済水域において、近年活動の増している外国漁船に対し国連海洋法条約に基づく沿岸国主義の下での取締りを見据え、これら漁船の監視にも努めている。また、国際条約等による漁業資源の保存管理のための操業海域の規制等が強まるとともに、漁業取締船の指導取締対象海域の拡大、規制内容の複雑化等に伴い、漁業取締船の業務の重要性が一層増加している。

(2) 漁業調査船

水産庁漁業調査船は開洋丸及び照洋丸の計2隻である。これらの調査船は、地域漁業管理機関における資源評価等に必要な調査、漁業協定に基づいて行われる国際共同調査、国際的な議論の動向に対し迅速に対応することが必要な調査等の実施を主な目的としている。

平成16年度には、南極海（ロス海及びその周辺海域）において、日新丸調査船団の南極海鯨類捕獲調査（JARPA）と連携して、鯨類の餌生物であるナンキョクオキアミを中心とした総合的な生態系等を調べる「南極海生態系総合調査」、北東太平洋域においてカジキ類の鉛直分布状況とCPUEの鉛直的な変化の関係等を調べる「東部太平洋熱帶域におけるカジキ類の生態に関する調査」他、合計8調査を実施した。

表19 行政目的別船舶

船名	使用目的	定員	船籍（定けい港）	航行区域	船質	総トン数	主機	出力
水産本庁								
開洋丸	漁業調査	45	東京（東京）	世界全海域	鋼	2,630	ディーゼル	2,574kw×2 電気推進1,100kw
照洋丸	漁業調査	36	東京（東京）	世界全海域	鋼	2,118	ディーゼル	2,206kw×2 電気推進 350kw
東光丸	漁業取締	35	東京（東京）	世界全海域	鋼	2,071	ディーゼル	2,942kw×2
白竜丸	漁業取締	28	東京（東京）	日本沿岸沖合近海	鋼	1,299	ディーゼル	2,206kw×2
白萩丸	漁業取締	23	東京（博多）	日本沿岸沖合近海	鋼	499	ディーゼル	1,471kw×2

白嶺丸	漁業取締	21	東京（東京）	日本沿岸沖合近海	鋼	499	ディーゼル	1,471kw×2
白鷗丸	漁業取締	23	東京（博多）	日本沿岸沖合近海	鋼	499	ディーゼル	2,942kw×1
白 鷺	漁業取締	14	東京（神戸）	日本沿岸沖合近海	軽合金	149	ディーゼル	2,398kw×1
船舶予備員		31						
合 計		8 隻	256					